

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(植竹春彦君) では御異議ないと認めまして、さようにいたしました。

それでは水路業務法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回の御質疑に引き続きまして、質疑のおありのかたは順次御発言をお願いいたします。

別に御質疑もございませんければ、これより本案の討論に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) それでは御異議ないと認めまして、これより討論に入ります。

御意見のおありのかたは、それゞか否を明らかにしてからお述べをお願いいたします。なお修正意見がございましたら、討論中にお述べをお願いいたします。

○小泉秀吉君 私は本案に対して大体賛成であります。極めて少部分に対する二、三の修正意見を持つておりますので、修正の理由を申述べて修正案を出したいと思います。

先刻事務局から水路業務法の一部を改正する法律案に対する修正案といふものと、それから漁業法の抜萃を専門室から皆さんに配付して頂きましたので、それに基いて修正案の理由を申上げたいと思います。

第一は、海上保安庁法には水路部の所管事務として「水路圖誌及び航空圖誌の調整及び供給に関する事項」と規定してあります。又事実上戦前から水路部の所管であったのであるから、今回民間航空の一部が復活されるに伴いまして水路業務法の一部改正を行い、

航空圖誌の調整及び供給に関する事項を挿入してこれを明らかにするのは適当でありまするが、航空圖誌の調整供給の目的は、航空の安全に寄與することにあることは申すまでもないので、

この際水路業務法の目的を規定しておる、この第一條の中に「海上における安全の確保を図る」と表示されてあります。

安全の確保を図る」と表示されてあります。

ますますのを、私は「海空交通の安全の確保に寄與する」と改める必要があると存するので、これが修正の第一点であります。

第二には、定置漁業及び共同漁業について航行の安全並びに漁業者の損害予防のために、免許又は許可する都道府県知事に、一定の報告の義務を規定せんとするものであります。原案によりますると、漁業法との関係におきまして法文の趣旨が明確でないのみならず、本改正の目的達成には、このような書きかたでは不十分でもあります。又字句の点においても適切でないと存ずるのであります。従いまして都道府県知事が漁業権の設定、その分割、又は変更を免許した場合、又許可がなければ當むことを禁止されておるという第二種共同漁業を許可した場合などにおきまして、運輸大臣が指定する事項について知事に、報告せしめることを明瞭にすることと修正する必要があるのであります。従いましてその第一の点はお手許に差上げました修正案のようにあります。

第三は、第二十九條の第三号中の改正に関する條項であります。正案の目的は、水路業務法第六條は、「海上保安庁以外の者が、その費用の全額又は一部を国又は地方公共団体が負

担し、又は補助する水路測量を実施しようとするときは、海上保安庁長官の許可を要することになつております。

当でありまするが、航空圖誌の調整供給の目的は、航空の安全に寄與することにあることは申すまでもないので、

許可を受けた者は、一定の基準によりて測量を実施せねばならんことに

なつておるのでありまするが、それを全く励行されないから、罰則を設けて

その励行を期そうとするのがこの法律であります。が、私どもは水路測量の公益性につきましては、陸地測量の場合に比して何ら劣るところはない

とき、定置漁業若しくは運輸大臣の指揮下に、共同漁業につき免許を

したとき、又は同法第六十六條第一項本文の規定に基き、運輸大臣

の指定する漁業の許可をしたとき

は、左の事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。同法第

三十七條から第四十條までの規定

に基づき漁業権を取り消し又は変更

され、漁業権を削除するほうがよろしく

この改正條項を削除するほうがよろしく

だ酔である。従つてこの種のことは行政的措置によつて、当局が努力さえすれば漸次改善されると信じますので、この改正條項を削除するほうがよろしく

だ酔である。従つてこの種のことは行政的措置によつて、当局が努力さえすれば漸次改善されると信じますので、この改正條項を削除するほうがよろしく

だ酔である。従つてこの種のことは行政的措置によつて、当局が努力さえすれば漸次改善されると信じますので、この改正條項を削除するほうがよろしく

だ酔である。従つてこの種のことは行政的措置によつて、当局が努力さえすれば漸次改善されると信じますので、この改正條項を削除するほうがよろしく

だ酔である。従つてこの種のことは行政的措置によつて、当局が努力さえすれば漸次改善されると信じますので、この改正條項を削除するほうがよろしく

だ酔である。従つてこの種のことは行政的措置によつて、当局が努力さえすれば漸次改善されると信じますので、この改正條項を削除するほうがよろしく

だ酔である。従つてこの種のことは行政的措置によつて、当局が努力さえすれば漸次改善されると信じますので、この改正條項を削除するほうがよろしく

だ酔である。従つてこの種のことは行政的措置によつて、当局が努力さえすれば漸次改善されると信じますので、この改正條項を削除するほうがよろしく

だ酔である。従つてこの種のことは行政的措置によつて、当局が努力さえすれば漸次改善されると信じますので、この改正條項を削除するほうがよろしく

りますから、討論は終局しましたので、これより本案の採決に入ります。

先ず討論中ありました小泉君の修正案を議題に供します。小泉君提出の修正案に賛成のかたは御拳手をお願いいたします。

〔總員拳手〕

○委員長(植竹春彦君) 全会一致と認めます。よつて小泉君提出の修正案は可決せられました。

次に只今採決せられました修正部分を除いた原案に賛成のかたの御拳手を願います。

〔總員拳手〕

○委員長(植竹春彦君) 満場一致と認めます。よつて水路業務法の一部を改正する法律案は全会一致を以て修正可決いたしました。

爾後の手続は慣例によりまして、御署名をお願いいたします。

〔總員拳手〕

○委員長(植竹春彦君) 満場一致と認めます。よつて水路業務法の一部を改正する法律案は全会一致を以て修正可決いたしました。

正案を議題に供します。小泉君提出の修正案に賛成のかたは御拳手をお願いいたします。

〔總員拳手〕

○委員長(植竹春彦君) 次に海運の事情に関する調査、それにつきまして海運局長から説明を求めます。

○政府委員(岡田修一君) 最近の海運事情或いは船腹の増強対策につきまして御説明申上げます。現在日本の船腹で毎月外に出でおりまするものが約百万重量トンでございます。この中にはいわゆる戦時標準型の船で、外航に出る真の資格はございませんが、スキヤジャップの特別の庇護の下に出でお

対策をいたしまして挙げましたものが、二十五年度の新造対策として決定いたしました十七万トンに対しまして、なお見返資金が残つておりますので、その見返資金を至急使つて更に追加建造するということ、それから二十六年度の新造計画として四十万総トンの建造を目指し、そのうち二十万総トンは四月早々には着手できるようになります。それから現在持つております戦時標準型の船は、すべてこれを改造して外航適格船にする。又昨年御援助によりまして成立いたしました低性能船買上法によりましてすでに買入れております船舶中、いわゆるD型以上、総トン数二千トン以上の船については、これは般主の手に戻して運航する。更に從来比較的消極政策をとつておりました外国船の傭船並びに購入をこの際積極的にやる。それからトラック方面、或いは沖繩方面に相当大量の船が沈んでおりますので、それらの船のうち最も性能のよろしいと考えられるもの、約十隻余りの早急引揚げを開始する。こういう政策をきめたわけでございます。目下その政策の線に沿つて着々の実現を図つている次第でござります。一番最初に申上げました二十五年度の建造計画に対する追加分につきましては、当初五万総トンの計画であります。したのを七万総トンに増加いたしまして、これはすでに希望船主決定の手続も終えて関係方面の許可を待ちつつあるのでございます。それから二十六年度の新造計画二十万総トンにつきまして、当初それを遂行するための見返資金が十分ついておりませんでしたが、数日前それを達成するに必要な見返資金が七十億の増額を得まして、従つて二

十六年度の海運に対する見返資金約十五億を約百八十四億に増額することによつて、見返資金の裏付をいたしたのでございます。これは目下希望船主を募集いたしておりまして、予定の四月早々、或いは多少遅れるかも知れませんが、四月末日までには許可を出し得る段取りになる、かように考えております。それから戦標船の改造につきましては、貨物船といたしまして、わゆるA型貨物船、これが十八隻、それからタンカーが十一隻でございまして、すでに手を著けておりますのが約五隻であります。非常に改造の手の著けかたが少ないのでございますが、これは目下のところ、その改造しないまま動き得るということが認められておりますので、できるだけ有効に使いたいという船主の希望と、もう一つはこの新造と改造が重なりまして、なかなか資金の手当がつかないという点もあつたのでござります。私どもこの改造と買船に対しましては、政府としてはできるだけ奨励政策をとるが、その資金の手当は船主自身の手で市中銀行から調達してもらいたい、こういう政策をとりました。但しだ單にそれを言うだけでは、市中銀行がすでに海運に対するオーバー・ローンの状態になつておりますので、市中銀行が乗つて来ない。そこで大蔵省と相談いたしまして、市中銀行が改造若しくは買船に金融いたしました場合、その金額に相当する金融債を、その銀行が持つております金融債を預金部資金で肩代りして、その使つた資金だけの量を補填する、こういう政策をとつております。

改造買船に流すということを、大蔵省から強く交渉するということで進んで来たのであります。これは新聞等で大蔵大臣が声明されておつたようになりますが、その線でやつて来たのであります。ところで實際問題としてなかつても一部見返資金を流すというふうに決していたしまして、先ほど申します最近の見返資金増額の場合に、改造についても一部見返資金を流すというふうに決していたしまして、先ほど申します最近の見返資金増額のうち十億を改造のほうに流す。従つてこれから改造に着手いたしますものの改造費の約三割が見返資金で賄える、あと七割は只今申しましたように金融債の預金部引受という線で、市中銀行から強力に融資の途をつけるということに進むようになります。こういう点で改造のほうは相当強力に進め得ると、かように考えております。それから買船、傭船でござりまするが、當時傭船は相当見込があるのでないかといふふうに考えられておりました。その後傭船市場が非常に強調でありますし、一昨年の秋頃は二ドル五十五セント或いは三ドル程度でございました傭船料が、現在では五ドル以上或いは五ドル五十五セントという非常に強い要求がございます。なかへ船がつかまらない、従つて今まで傭船しておるのは約五はいしかありません。ただ買船のほうは相当引合がございまして、船価はどんへ上つておりますが、日本の海運業者としては、この機を逃さずくらいたしたと、かように考へて

おりましたが、すでに許可いたしました
たものが十三隻で、日下引合中のもの
が二十五五隻ございまして、三十八
隻。ただ問題は、これだけの円資金が
手当し得るかどうか、外貨のほうは一
応千万ドル割当てられまして、まあこ
れでは足りないので、更に増額の交渉
をしたい、かように考えておりまする
が、同時にそれだけの円資金がつき得
るかどうか、海運業者は一応それらの
船は四月、五月或いは七月が渡渡しで
ござりまするので、それまでに金の手
当をすればよろしい、取あえずは一割
乃至二割の手数料、あとはそのとき委
せと言えばおかしいですが、幾分投機
的要素も含んで、七月頃までに手当を
すればいいんだというので、盛んに契
約を急いでおるわけでござります。ま
あこの円資金をどうするか、先ほど申
しましたような方法では、この三十八
隻、約二十万総トンでございますが、八
十五億の円資金がつき得るかどうかと
いう問題が起つて来ておるのであります。
それから沈船のほうでございます
が、これはトラック或いは沖縄がGH
Qの管轄外でございまして、GHQを
通じて交渉中でござりまするが、なか
なかこれは思うようには抄りません。い
つ頃着手ができるかも見込がないわけで
ござります。で当初の六次の計画の追
加を早急に促進すること、それから二
十六年度、いわゆる第七次造船計画を
四十万総トン、前期に二十万総トンや
る。それから只今申しました戦艦船の
改造、それから買船を一応二十隻行な

うという計画を実行いたしました場合に、大体先ほど年間を通じて百万重量トンの不足と言いましたが、そういう増強対策を講じました後におきまする船腹不足は、上半期、下半期極く平均的に通観いたしますと、上半期は約六十八万重量トンの不足になる、下半期になりますと四十四万重量トンの不足になると、いうところまで漕ぎつけ得るわけでございます。但しこれは最初に申しましたように、日本に輸入される物資の五〇%を日本船で運ぶとしてのその船に対する不足量でございまして、外国船のこちらに来る來かたが減少いたしますると、更にこの不足量は大きくなるわけでございます。この船腹不足対策に関連いたしますと、アメリカのいわゆるリバティ・ボートの儲船の問題がたび／＼新聞紙上等に載つておるのでございます。併し私どもといったましても、この船腹不足に対する最も手取り早い方法としてはアメリカに整船されておりまする、幾らになりますか、千八百隻近くの船の一部を日本側に貸與若しくは譲渡されるということが、一番の捷径でありまするので、これを機会あるごとに懇請しておりますのでござりますけれども、併しこれはアメリカの国内法で譲渡若しくは傭船が禁ぜられておりますので、なかなか早急に運ばれない点もあるのであります。新聞等いろいろの情報等が出ておりますが、私どものほうでは、ただ新聞面を通じて知り得るだけでございまして、何ら情報も入つておりません。ただアメリカ側といつしましては、百三十一隻の船をアメリカ海運業者に譲渡する、それからたしか二十六隻と思いましたが、これと同

○委員長(植竹春彦君) 只今の御説明に対し御質問おありでございましたら、どうぞ。

○岡田信次君 外国船を買うのは、日本に造船能力がない、という関係でございますか。それからもう一つ、或は価格が非常に安い、という関係ですか。それから買入れる船の何と申しますか、性質というか、性能というか、どの程度の船を予想されておりますか。

○政府委員(岡田修一君) ちょっとと私大変失礼でございますが、御質問の最初の点聞きそごうございましたが、なぜ外国が日本に売るかということをございますか、船を。

○岡田信次君 日本の造船能力が足りないから買われるのかということです。

○政府委員(岡田修一君) 外国船の購入でございますが、私どもの船腹増強対策を立てました場合に、飽くまで船腹増強対策の中心は新造である、今外国から買いまする場合に、多くはまあ船齢三十年或いはそれ以上の老齡船しか手に入らないであろう、ということから、新造中の政策をとつておるのでございまするが、併し新造は七、八ヶ月或は一年を要する。早急の間に合わない。そこで早急に間に合わすという手段としては、どうしても外

国船の輸入若しくは購入に相当の力を置くべきだという説で、この点もでございまして、私どもとしては、早急のいわゆる応急船腹対策として、外国船の購入を図つておるのでござります。まあ現実に輸入される船を見ますると、大抵船齡三十年或はまあその前後でございます。中には船齡十二年以下のものがございましたが、これは一隻だけでございまして、それ以外の若い船としましては二十年或は二十五年、まあ船齡二十五年といふものは、今購入しております船の中でも最もいひょうの部類に属します。船価としては相当そういう古い船の割合には高いものでございますが、今日の海運市況が非常にいいものでござりますから、相当の高値であつても、現在の市況が二年程度続きますれば、大体元が取り返せるというので、海運業者としては非常なる強気を示しておる次第でござります。

約をやつております、まあ運賃の安い時代に結んだ契約が現在もなお続いている。従つて外國船よりは非常に割安な運賃で運んでおる。もう一つはそのときのマーケット・レートでやるといたしましても、やはり日本船の場合には従来からのいろいろな関係がございまして、多少安い運賃で引受けであります。又油の運賃になりますと、相当外國船よりか安い率で引受けであります。

ますから、運賃の率からいいます、或いは一〇〇%、或いは一二・三%か占めてないのじやないかと思ふ。それから日本船で運んだ場合、「今言いましたように実際多少安い運賃で運んでおります。形式上日本船だら運賃を特に安くする、或いは外国船だら運賃を守らないで、いつも運賃のダーピングをやるといふ非難を受けておられます。日本船の場合いつも非難されますのは、日本船というのはその当時の市況だから特に高い。こういうことは實に日本船であります。次第でありますと、従つて日本船であります場合は運賃がこれだけ安くなるのが、ということは、ちょっと我々としては出しにくい点があるのです。実際問題として安い。ただ日本船で運んでおられます場合に、これは外国船の場合は外貨を拂うわけですからそれだけの外貨が流れてしまう。日本船で運ぶ場合はそれだけの外貨がセーブされるわけである。従つて日本経済としての貿易のバランスが運賃面だけ改善されるという利点があるのであります。それが輸出の増進と同じ効果を持つわけであります。従つて外貨を使つて、外貨が流れてしまうのを防ぐべきだ。他面において只今は上げましたように実質的には非常なるまあ運賃レート面でも御勉強しておきたいことが言われます。

○政府委員(岡田修一君) 日本の海運が本格的に世界海運に復帰する以前においては、余り連合国海運業者を刺激するということは得策でないというふうなことからいたしまして、又從来日本の輸出物資の大部分である雑貨を一般不定期船に積取るということは差控えたほうがよろしかろう。そういう輸出雑貨は、定期航路の開設といふことによつて解決しようじやないかといふ方針がとられておるのであります。それで定期航路の開設でございますが、関係方面でもいろいろ心配いたしておりまして、現在までに許可になりましたものは南米航路、それからパンコック航路でございます。なお目下問題になつておりますのはインド、パキスタン航路、それから北米航路、それにインドネシアへの航路、こういうものが開設されますすると、スワソの他綿の輸出は日本の船に積まれて行くことになるのであります。現にバンコック航路等におきましては、最近漸く定期航路船として出発したのですが、相当前日本船の利用があるようでございます。私どもいたしましては、一日も早くこのような定期航路の開設、すべての定期航路の開設が実現するようにということについて努力をいたしておる次第であります。ほかの一般不定期船につきましても、それが大体満船物である場合、或いはバルキー・カーゴである場合は認められておるのでございます。

北米航路は相当長い間申請して許可になつてないようだが、新聞なんかで見ると、申請者が相當多くて、その間に協定ができないから、或いは互いに競争しているからといふ理由で許可が下りないので、うなぎ見かたをしている人もあるようだし、又実際そういうことでなしに、向うの都合でなか／＼許可が下りないので、うようなことをも聞くのですが、真相はどういうふうなのか、差支えなかつたらお伺いしたいと思います。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめ
て。

〔速記中止〕

○委員長(植竹春彦君) 速記を始め
て……。

○岡田信次君 船腹を増強して大いに輸出入を盛んにしよう、これは大変結構なのですが、私は船の増強と同時に港の設備その他も整備充実しなければならん。そうしなくては船の運航能率が、それに大いに影響すると思うのです。が、それと同じように船腹増強と併行して港湾に対するお考えは如何でございましょうか。

○政府委員(岡田修一君) 港湾の荷役能率低下につきましては、いざれ港湾局長から詳説明があると存じまするが、私ども海運側からいたしまして、誠に歎わしい次第と考えております。例えば横浜へ北米の小麦を積んで日本船が入るのでございますが、これがすべて港の外で解荷役をしなければならん。防波堤外で解荷役をしなければならん。而もその解が非常に足りないために、荷役日数が一週間から十日かかるというふうな状況であります。今日このマーケットの状況からいたします

ると、その一週間から十日というものは非常に大きなものでございます。此の腹不足に悩んでおりまする上にそりう港湾荷役能力低下のために、なおそれを不足が激化するということは、是非とも早く解消しなければならん。目下運輸省といたしましては荷役強化対策としていろいろの方策、例へば静の増強、或いは港湾の埠頭の修築といいますか、何かそういうふうな面においていろいろの方策を持つて、安本その他に交渉をいたしておる次第でござります。

の点と同時に鋼材価格の値上がりが非常な問題であります。これが船価に非常に大きく響きますので、この鋼材価格についてもう少し安定すると言いましたか、或いは抑えるということができないものかというので、いろいろ交渉いたしておる次第であります。

○小泉秀吉君 この輸入船ですが、輸入船は今のところは、恐らく船さえれば無條件で輸入を許可するというふうなふうなことになつておるのじやないかと思うのですが、その船齡十五年とか三十年とかいう船も、目先一二年で償却ができるからといふて銀行商業者のほうでそろばんを入れて来る。この景気がずっと続いて行けばいいが、海運というものは従来余り続かない、景気のいいことはないと私は思つておるが、一方では一艘で五十億もするような船を、何らそのままで持つて行つて、そうして不況になつた時分に、そういう安い船腹がどん／＼あるということになると、牛だつての低能船の廻分に困つたようになつたことが、国家として、業者は勿論だが、こういうことは恐れられるのですから、そういうことに対して何らかやせり輸入船に対して、或いは船価償却といふようなことに對して政府は手を打つようなお考え、或いはそういう方等を考えておられるのかどうか。

○政府委員(岡田修一君) この古船を輸入いたします際に船齡三十年以上の船につきましては、運輸大臣が指示した場合に解体する、スクランプにすますといふことに條件として許可いたしております。この輸入船も大体そういうつもりで二、三年中に稼いで、あとは

○小泉秀吉君 ちよつと関連して今のお話ですが、三十年以上の船に対してもそういうことがあると言うのだが、或いは二十五年或いは二十年というような船が三十年に達したらば、やはりこの三十年の船と同じようなことを行い得るようなことであるかどうか、今御説明を補足して……。

○政府委員(岡田修一君) 只今おつしやつたような趣旨でございます。十五年の船でも、三十年になつたときににおいては運輸大臣の指示によつて解体するということをございます。

○仁田竹一君 アメリカの繫留されてゐるリバティ船が百二十何隻といふもの民間に拂下げ、或いはチャーターされた場合に、日本の輸送に廻された場合に運賃の低下その他によつて、日本の海運或いは造船等に影響は……、近く暫定的でしようが、暫定的なならばそういうふうなことでいいと思いますけれども、それに対する海運界の影響というものははどうですか。

○政府委員(岡田修一君) まあ世界全体の海運市況から言いまして、先ほど言いました百五十数隻のリバティ船がリーズされましても、そう全体の海運市況に響かないのじやないかと思ひます。むしろ或いは四月以降の動きがどうなるか、世界全体の動きがどうなるかということにかかるのではないかと思ひます。で私どもまあそういうことが発表され、運賃市況は峰を越した、かように考えておつたのであります。が、ここ数日の状況を見ますると、又又強くなつて来ておる。ちよつと将来の見通しがつきかねる状態であり

四百

○委員長(植竹春彦君) 岡田局長に對しましては、それで打切りといたしまして、次に予算に關しましては、政府側の説明を聽取したいと思います。

○内村清次君 予算に移ります前に

をとめ」……。
〔速記中止〕

ので、
ざいますが、大体考へております方向
とそれから現状を申上げました。御了
承願います。

○内村清次君　只今の御答弁では、今
国会には必ず出す、同時に又そういう

○鈴木清一君 関連しまして。今、足羽政府委員から言われたのを私が聞き違ったかどうか知りませんが、ちょっとお尋ねしたいのは、今度新らしく政府で考えて提出しようとする法案の内容は、改正の内容は、今、市町村議会と言われたように聞いたのですが、県

○政府委員(足羽則之君) 前回の案のときいろいろ問題になりました最も主な点は、業務上兼職をすることが非常障があるのではないかという点が非常に強く指摘をされたわけです。いろいろした点から考えて参ります場合に、自分の住んでおる市町村或いは区の自治体の議員、これは自分の住ん

中華人民共和國地圖出版社編《中國地圖》

題ですか。日本国有鉄道法の一部改正ですね、いわゆる職員の兼職問題、この問題の法律案が今日までにかからな
い。そこで御承知のごとくこれは鉄道職員としては、社会的な職員としての、又企業体内での職務関係、事務関
係もありましようが、社会的な鉄道

が、遺憾ながら審議未了になつたわけ
でござります。その後いろいろと検討
をいたしまして、前回提出をいたしま
した案とは違うのでござりますが、即
ち前回は府県会を含み、市町村委会も今
みまし、全部の地方議会の議員に対する
職務を認める、その内容の改政を進
御審議願つたのであります、その後
いろいろ検討をいたしました結果、先

○政府委員(足羽則之君)　只今御質問のようには、府県会議員とそれから市町村、それから区会議員とございます。これを分けまして、市町村或いは区会議員の兼職を認めるようにしたい。こういう趣旨の改正案の御審査を願いたい。こういうふうに考えております。

○鈴木清一君　そうしますと、府県会は別にして市町村会議員と、こういうわけですね。そうしますとこの前出されたのは、その点はつきり審議の内

象的に申しまして、府県会といふものと市町村といふものの関係は多少距離があり、差があるよう考へられます。又実際に府県会とそれから市町村会との点なんかを見ましても、若し業務上寺西障があるという点が強く仔細に検討されるとすれば、その点は若干の差はあるだらう、こういうふうに考へられらるわけであります。従つて国民の、いわば生活をしている最も身近な一つの自治体の議会の議員をかねるといふことと、それから府県の議員をかねると、いう点とは、以上の点から考へましても多少やはり差のあることは初めから

この間において若しこういう基本的な職員の憲法上の権益というものが、或る党の問題として、党利党略の問題として考慮されるということがあるとしたならば、大きな問題であろうと私はちは思うわけであります。そこで、どういう点で政府はこの前の国会に提出をし、而も又それが審議未了になつておる問題が、この国会がここまで進行

は、我々も多少の差のあることは、一つの問題としては認めておつたわけであります。が、考えておつたわけであります、が、その点についていろいろ／＼検討をいたしまして、府県会議員を除いて、市町村会議員について兼職を認めることに至りました。こういうふうな法案に又直しまして、そうして皆さんのお審議をお願いしたい、こういうことで、実は日下

てできる問題でありましょうから、それを獲得する順序としては、やはりこれは鉄道人の中に希望する人があれど、そういうような希望を実現するよう、相当な準備期間もある問題でありますから……。それが何かそういう見通しもお考えになくして、徒らにこれが遷延しているというようなことになつて参りますると、これは重大問題

議員も混ぜての話と、この前の法案は我々は解釈している。ところが今度出される法案は、はつきりそこを区別して出されておるようには解釈しないですね。そういたしますると、この前提出された法案が形を変えてそういう工合な再提出の形になつた経過というものは、一応極端な言葉で言えば、じじむさい関係が起きると思ひますが、

の、まあ一応は考えられておった点でございまして、包括して、前回の場合には、公共企業体に移行して以後の経過を見まして、大体特にさしたる支障もないということで、これを府県の会と市町村会とに特に差をつけて出すのも如何かと思つて出したわけですが、併し業務上支障ありや否やという点、或いは本当に身近な自分の住んでいる

しておる時期において、提出ができた

いろいろ努力をいたしておるわけでございまして、できるだけ速かに、この地方の選舉を目の前に控えておるわけ

であろうと存じまするからして、只今
政府委員から言わされました二つの点に
つきましては十分と了承いたしまする

それは別として、法案の内容が、一回審査にかかったものが、性質の違つたものとして出されたということは相

一つの生活体のことを取扱う市町村と府県会、こういうものの相違の点、いろいろ、そういう点を検討いたして参ります場合に、多少差をつけてもよからぬではないか。こういう結論になりました、そういうふうに差をつけて改めて御審議を願いたい、こういう気持ちでございます。

○鈴木清一君 そうしますと変えました理由は、今あなたが申されましたわゆる身近なことなどを代表するといふことは、むしろ地方議会における人たちの立場が本当につきりするであろう、責任を果せるだらうというような見解から、まあ少し地域的に縮少した、これだけの理由でこの前出したのと今回出したのとは違つたのだ、こう言われるのですね、理由はそれだけなんですね……。そうですか、それではちよつとお尋ねしたいのは、実は先ほど内村君も言われたように、去年の暮に出されたときに、少くとも国会に法案を提出するのに、その程度のことがはつきりわからずに出たといふことは私どもとしては考えられない、少くとも法律として提出する限りにおいては、そうした点を十分に吟味された上で出されたと思う。それにもかかわらず、とにかく一応この前出されて、而も審議経過は御承知のように、審議すればできる態勢になつていていたにもかかわらず、これが衆議院で握り潰されてしまうこととで今日に至つた。その間に対し、委員長も駆逐されたし、あなたがたも駆逐されたと思うのですが、そういうことでおかしな臆測をすれば、一つの政治的の働きがあつて、こういう結果になつたのではないかというような考

え方があるために、内村君の最前の質問の中にも、或る一党のためといふことを言わっているが、少くとも私は政府の提案する理由として、一応審議にかかるたきについては、そうした今までの言われたようなことは一言半句も言わずに置いて、ただ国会と県会の相違については言つたかも知れないが、そうしたことは我々の解釈の中にも一つも加えていないにもかかわらず、再提出するときにおいてそういうような微々たる理由で提出されるといふことは、この法案が提出されたときに一つも加えていないにもかかわらず、これを御参考にして頂きたいと思ふ。この法案が提出されたときには十分聞きたいと思うし、まあ今お話しでも論議になりましようから、そのときには聞きたいと思いますが、少くともここでお願いしたいのは、我々がここで以て法案を審議する場合に、そのような理由によつて一応法案の扱いかたが昨年の暮のような扱いかたをして、而も再提出された姿がこのようない状態であることについても、私どもは相当御質問申上げなければならぬと思ふ。その点を一つお含み置き願いたいと思います。

○委員長(植竹春彦君) それでは只今件につきましては、法案が提出されましてから予備審査或いは本審査の際に御審議を譲ることにいたしまして、御異議なしと呼ぶ者あり。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) それでは御異議ないものと認めまして、予算に関する先づ政府の説明を求めます。

○政府委員(國安誠一君) お手許に昭和二十六年度運輸省所管の予算の大綱を行つたための経費の増加、それから

というプリントを差上げてございますが、それを一つ御覽願います。これの初めのほうに運輸省所管の大綱を各部局別にいたしまして、重要な施策事項に伴つてその所要金額というものの概略を書いてございます。それからそのプリントの裏中頃からあとに、横書きにいたしまして、運輸省所管の二十六年度予算の一般会計の歳入歳出の明細書を載せてございます。これによりまして前年度との比較、来年度の所要額、それから更に備考欄にその増減の理由の概略を書いてございますが、そこで以て法案を審議する場合に、そのような理由によつて一応法案の扱いかたをして、而も再提出された姿がこのようない状態であることについても、私どもは相当御質問申上げなければならぬと思ふ。この前の委員会で概略の御説明は申上げましたけれども、このプリントに副いましても一度極く概略を御説明申上げ、御参考に供したいと思ふ。

先ず最初に歳入予算でございますが、昭和二十六年度の予算額は十一億七千三百万円、これは前年度に比べまして千八百万円の増加でございます。その内訳は最初の一頁から二頁、三頁に亘つて概略記入してござります。その点を一つお含み置き願いたいと思います。

定額費の要領は、昭和二十六年度は百二十六億百三十九万四千円といふことになつております。前年度と比較いたしますと、三千五百万円ばかりの増加になつております。

各部局別にこの大綱を申上げますと、先ず第一にござります官房についてでございますが、これは前年度の予算に比べまして一億三千五百万円ばかりの増加でございまして、五億六千三百百万円になつております。その大体主な理由といたしましては、一般行政事務を行うための経費の増加、それから

政府の共済組合の負担金の増額等が主な理由でございまして、四億四千八百万ばかりのものでございますが、あとに附いております明細書の四頁に書いてございますから御参考に願います。

次に観光関係の行政についてのものでございますが、そのうち国際観光ホテルの整備法の実施に伴つて要する経費、それから通訳案内業法の実施に伴つて要する経費、それから觀光統計に要する経費、その他四頁にやはり金額を計上しております。それから第三に申上げますのは、運輸審議会の運営に要する経費でございますが、それもやはり四頁に書いてございます。来年は従来からの委員が六名でございましたが、更にその補助者といたしまして審議官という者を新しく六名増員いたしましたが、これらは油賃等の統制が外れたので、費用は著しく減少いたしております。それから第四番目には石油製品等の割当に関する費用でございまして、三千三百万円を計上いたしております。それから第五番目には海運局の中で離島航路に対する補助金でございますが、これは昭和二十五年に比べまして三百万円を増加いたしました。それから第六番目には海運局の中で離島航路に対する補助金でございますが、これは昭和二十五年に比べまして約六百万円ばかりの運用に要する経費、それから低性能船舶の買入法の施行に伴いまして、すでに買入れた船艦を解体いたしまして又政府は保管をしなければならん、その費用でございますが、それなど全部含めまして約六百万円ばかりの費用でござります。それから第七番目には、これは海上運送法の運用に要する経費、それから低性能船舶の買入法の施行に伴いまして、すでに買入れた船艦を解体いたしまして一千五百萬円といふ補助金を計上いたしております。

を計上いたしております。それから更に工業標準化のための経費といたしまして三百十六万円ばかりを計上いたしております。それから船舶局の中で次は船舶の登録測度事務、それから船舶の国籍証書の検認事務の整備強化するためといたしまして千四百万円ばかりの金額を計上いたしております。更に船舶局でも物資の統制事務の減少によりまして減額は同様でございます。

それから次は船員局でございますが、船員局につきましては別紙の六頁に詳細書いてございますが、第一に外航船舶の乗組員の統制と申しますか、これは先般司令部から日本政府宛の覚書が出まして、外航船舶に乗組む者は一日本政府の許可を得ることになつております。それによると要する経費といたしまして一般行政事務費のうち約五十五万円ばかりの金額を計上しております。次に第二に船員の職業安定に要する経費でございますが、これは前年度から地方に職業安定所を設置しておりますが、来年度は更にその数を殖やしまして別紙の八頁に書いてございますが、地方の海運局に千五百万円ばかりの経費を計上いたしております。それから本省に百十九万円ばかりの金を計上いたしております。それから船員局の第三の施策といたしましては通信教育の実施でございますが、これに要する経費といたしまして本省に四百九十八万円、地方の海技専門学院に三百万円の金額を計上いたしております。

次に港湾局でございますが、これは別紙の七頁を御覧頂きます。港湾局といたしましては、先ず第一に港湾施設の建設改良並びに保全、この緊急なることは申すまでもないであります。

が、これに要する直接の工事費、これは公共事業費に計上いたしておりますが、来年度は五十二億三千万円を公共事業費に計上いたしまして、必要的都度運輸省に移し替えをいたしまして当省で使うという形になつております。それから次に港湾統計の整備に要する経費といたしまして、二百八十五万円の金を計上いたしております。第三に倉庫業法の改正に伴つて必要な経費といたしまして九十三万円ばかりの金を計上いたしております。

次に鉄道監督局についてでございまいますが、これも同じ別紙の七頁を御覧願います。鉄道監督局といいたしましては、鉄道輸送の安全を確保するために諸施策を実施するための一般経費、そのほかに大きい新たな問題といたしまして、国有鉄道の工事経費の財源に当てるために二十億という金を政府から貸付けるための予算を計上いたしてございます。それから特別鉄道の復旧のために要する経費といたしまして六千二百万円を計上いたしてございます。それから最後に北海道の開発鉄道事業の補助金の増額を二十六年度は千二百八十四万円を計上いたしました。これは二十五年度に比べまして九百七十一万円ばかりの増加になつておるのであります。

次は自動車局でございますが、先ず第一にこの自動車の保安の確保とすることに重点を置きまして、このための車両の検査官の増員、更に車両検査施設を整備いたしまして、これらの万全を期したいと考えまして、これに要する経費といたしまして四千四百一十一万円ばかりを計上したわけでございますが、これは別紙の八頁に詳細記入して

ございます。それから自動車局におきましては、この物資割当事務の減少に伴う減額、これも同様に書いてござりますが、一体これは中央の海運局の施策を実施いたしておりまして、一般行政に伴う経費といたしまして三億五千二百万円を計上いたしております。これは前年度に比しまして約六億一千万円の増加でございます。その主な理由といたしましては、起重機の修繕費、繫船浮標の修繕費、船舶の修繕費、船舶用需品費及び船舶用燃料費等の費用でございます。そのものの増加が重要な部分を占めておるのであります。次は港湾建設費でございますが、これは二十六年度予算是四億三千八百万円でございまして、前年度に比較いたしまして約四千五百万円ばかりの増加になると約四千五百万円ばかりの増加になつております。

次は陸運局でございますが、これは先ほど申しました車両の安全確保といふ意味から、地方におけるところの車両検査施設を増強いたしまして、車両検査場の整備拡充及び車両検査官の増員等のために約一億二千八百万円ほどの金額の増加になつておるわけであります。

次に海上保安庁についてであります
が、これは別紙十頁に書いてございま
すが、二十六年度の要求額は五十五億
四千五百万円、これを前年度に比較い
たしますると、十五億四千六百万円
の増加でござりますが、今その中の
主なものを申上げますと、海上保安庁
の中央の本庁の経費といたしまして一
般行政費三億九千八百万円、それから
航路啓開に要するものといたしまして

八百五十万円、旧海軍の艦艇の保全のために要する経費いたしまして百四十五万円、船舶職員法の改正に伴う経費いたしまして百六十二万円、航路標識用のアセトンガス工場の設置のために五百二十八万円、職員の教育訓練のために一億八千五百万円、それから更に巡視船建造のために十億七千七百五十万円、合計いたしまして十六億八千七百万円というものを計上してございます。更に地方の管区海上保安本部の費用いたしましては、本庁の施策に伴いましてそれを実施するための経費いたしまして総計三十八億五千八百万円を計上いたしまして、合計いたしまして五十五億四千五百萬円の金額を計上いたしてございます。

次は航空庁についてでございますが、これは昭和二十六年度の予算額といたしましては一億四千三百万円、前年度の二億六千六百万円に比較いたしまして約一億二千二百万円の減少でございます。その経費の主なものを申上げます。

第一に連合軍の要求に基きますところの航空保安施設の維持運営に要する経費いたしまして一億七百万円を計上してございます。第二に昭和二十一年度の補正予算で新たに設置いたしました東京、大阪、福岡間の航空保安施設を維持運営するための経費といったまして一千九百万円を計上いたしております。第三に航空保安要員の教育訓練のための経費いたしまして五十九万九千円を計上いたしてございます。更に第五に大阪第二飛行場

の拡張整備工事のために大阪府に對する補助金をやつたのでござりますが、これを打切るために一括いたしましたて二百三万三千円を計上いたしました。

次は氣象官署についての予算でございますが、氣象官署につきましては昭和二十六年度の経費といたしまして教育文化費に十三億八千七百万円を計上いたしました。終戦処理費三千一百万円を計上要求いたしてござりますが、これを前年度に比較いたしますと、教育文化費におきましては約一億八百万円の増加、それから終戦処理費におきまして三百十五万円の増加ということがあります。

今その中の主なる施策を申上げますと、先ず第一に既定業務の維持運営のために、その費用といたしましては十三億五千百万円。それから第二に新たに施策いたしまする増加といたしまして、洪水の予報業務の整備強化のために百五十二万円。それから第三に地震、津浪の対策についてでありますが、これに要する経費といたしまして三百五十万円。第四に気象通信施設の整備強化のために五百四十分円。更に第五に氣象に関する資料の整備のための必要経費といたしまして二百二十九万円を計上いたしてござります。更に第六にいろ／＼な研究試作実験に要する経費といたしまして七百三万円を計上いたしました。第七には測器検定業務の施設整備強化の経費といたしまして六百六十九万円、それから更に第八番目に地磁器の観測施設の整備強化に要する経費といたしまして八百七十八万円計上いたしております。

ますが、これは昭和二十六年度の経費上いたしてございます。二十五年度の予算に比べまして約四千万円ばかりの増加になつております。来年度におきますところの運輸技術研究所における今度の大体重点的な方向を申上げます。先ず第一にガスター・ビンの研究ということに重点を置いたのでございます。このための経費といたしまして約三千五百円を計上いたしました。次に第二番目の研究題目といたしまして熔接技術の研究でございます。これは主として船舶に応用するためによつておるのであります。このための経費といたしまして、從来から一般研究費の中にも金融が計上いたしますが、先ほど申上げました船舶局の予算の中に二千万円の金額を計上いたしました。これは主としていろいろな熔接機械の購入の費用になつております。こう考えております。更に以上の研究題目のほかに港湾の埋没及び海岸の決壊防止の費用、それから更に広軌鉄道等の脱線防止の研究、それから市街地の線路車輛の騒音防止の研究等もいたすつもりでございます。こうつたものに要する経費合計六百万円、これは別紙に詳細掲載しております、それ大体以上を以ちまして運輸省所管の一般会計の来年度所要金額の概略の御説明を終ります。

○委員長(植竹春彦君) それでは国有鉄道の予算説明をお願いいたします。○政府委員(足羽則之君) 先づつて國有鉄道の予算につきまして一応御説明を申上げたのでございますが、お手許に配つてございます予算参考資料につ

いて本日御説明を申上げたいと思います。予算の全貌といたしましては第二表の資金計画に損益勘定、工事勘定、全体の姿を御覧を願いたいのでございますが、その事業の運営に当ります損益勘定から説明を申上げたいと思います。損益勘定につきましては第一の歳入歳出予算比較表、第一表を御覧願いたいと思うのでございますが、これは約五千幾ら、第一表の二十六年度の予算額の上から二番目でございます。これとその他の收入を加えまして千三百九十一億円余でございます。これを財源といたしまして、損益勘定の経費といつしましては営業費が千百四十九億、それから利子、減合償却費、特別補充取替費、予備費等を織込んであります。たしましては営業費が千百四十九億、このうちで第一表の右のほうの欄の歳出のところの中項にございます減価償却費とそれから特別補充取替費の合計約百九十二億円は工事勘定の資金として、損益勘定から工事勘定に受け入れるものの借入金が百億、第二表のほうを御覧して、損益勘定から工事勘定に受け入れるものでございます。そのほかに工事勘定の資金として資金運用部からの借入金が百億、第三表の中項でございます。三十四百万トンを目標にいたしまして、対前年度3%増、トンキロにおきましてやはり対前年度3%増の三百八十九億円がございますが、前に述べました減価償却費及び特別補充取替費の合計額百九十二億円を合せまして、三百十億円余が工事経費の財源に出ておるわけでございます。第二表の工事勘定の資本は七千二百万人、六億六千百万人キロ、貨物輸送トン数は百八十四万トンで三千万トンキロであります。船舶に運送員が、国営自動車は第九表の上から七、八行目でございます。旅客輸送人員は二億五千八百万人キロ、貨物の輸送トン数は五百二十万トン、四億四千五百万トンキロとなつております。

全貌でございますが、これを款項別に歳入歳出予算として表示いたしましたのが実は先ほど申しました第一表でございまして、総額歳入歳出とも二千三百二十億円でございます。そのうちには前に申述べました工事勘定の財源として、損益勘定から受入れる百九十九億円のほかに、貯蔵品の購入費、即ち各勘定の物件費と振替となる重複部分が六百十七億円ございますので、これらを差引きますと純額は千五百十二億円となるわけでございます。次に運輸收入損益勘定経費及び工事経費の内容について御説明を申上げますが、それは第九表十表及び十二表にお示をいたしております。運輸收入の基礎になります輸送計画におきましては、鉄道においては旅客輸送人員によるものであります。輸送計画におけるところの中項にございます減価償却費とそれから特別補充取替費の合計約百九十二億円は工事勘定の資金として、損益勘定から工事勘定に受け入れる、先ほど会計課長から説明のありました六千二百万円の金でございます。以上の收入を第十表に示してあります通り、損益勘定の経費に充てるわけですが、人件費については本年一月からの給與ベースの改訂、及び諸手当の増加によりまして五百億円に上り、物件費関係としましては、機関車キロの増加等の石炭費の増加によりまして、六百三十九億円となり、両者を合せました営業費は千百四十九億円となるのでございます。このほかに減価償却費は第十一表にございまして、帳簿価格を基礎としたままにして二十六億円を計上をし、更に実体資本の維持を図るために特別補充取替費、そのほかに百六十六億円、利息三十五億、及び予測しがたき事由によつて生ずる予算の不足を補うための予備費として十五億円を計上いたしまして、総額が千三百九十一億円となるのであります。

なお損益勘定における予算人員は、その詳細は第九表にお示をした通りでございますが、以上の輸送計画を基礎といたしまして、旅客が七百二十七億円を充當しているのであります。工事勘定からの受入百九十九億円のほかに、必要な特殊勤務地手当、超過勤務手当、石炭手当及び寒冷地手当を見込んでおります。工事勘定の財源といたしましては、損益勘定からの受入百九十九億円のほかに、一般会計から特別鉱害復旧工事の資金運用部から百億円、一般会計よりの貸付が二十億円、合計三百十二億円を充當しているのであります。工事勘定の内容は第十二表を御覧頂きましたが、その主なものは九州の炭田地帯で特別鉱害に対するものでございますが、その主なものは東海道線の米原から浜松間の電化に着手することといたしまして、そのほか高崎線の上野、高崎間は本年度に完成をする予定でございます。それから前年度から継続の信濃川の山辺発電所の建設の工事等が計上されております。次に本年度におきましては、戦後初めてと申してよろしいかと思いますが、新線建設に手をそめて、そのほか高崎線の上野、高崎間は本年度に完成をする予定でございます。それから前年度から継続の信濃川の電化に着手することといたしまして、そのほか高崎線の上野、高崎間は本年度に完成をする予定でございます。それから前年度から継続の信濃川の山辺発電所の建設の工事等が計上されています。次に本年度におきましては、津軽線とそれから赤穂線と窪川線、この三線がこの予算には計上してあります。なお新線の問題につきましては、引続いてなお新線ができるよう折衝を重ておる次第でございますが、それは今後の経過によつてまだこの予算の上にはその点は出でておらないわけでございます。特に本年度におきましては、輸送力の増強に力を注ぎまして、貨車及び電気機関車、それから電車、客車等の新造のはかに客貨車の改造等において重点を注ぎまして、これによつてこの二十六年度の収入確保と滞貨の一掃、問題になつております滞貨の一掃、こういう点に重点を置いて計画がされておるわけ

四百一

なおこの出資金の、出資の大七百円、これは帝都高速度交通営団の神田、池袋間の新線建設に伴う從来の未拂込金と増資に伴う出資の拂込金の合計額でござります。

以上の計画を遂行いたしましたための人員いたしましては、この第十三表にございます通り、四十六万八千八百六十五人となつておりますが、これは昭和二十五年度及び二十六年度の職員の自然減耗率をそれべ三%といたしまして、新規補充は原則としてなし、こういう考え方であります。今後は職員の勤労意欲の向上と相待つて、経営の万全を図る、こういう考え方でございます。而してこれら役職員に対する給與の額は既勘定で五百二十四億九千万円であります。この総額の範囲において国鉄が給與準則を作成することになつております。

以上大体表について、この参考資料について極めて難駁でございますが、御説明申上げる次第でございます。

○委員長(植竹春彦君) 質問のある方は順次御発言願います。

○高田寛君 いろいろ質問はあるので、最初に新らしく今度運輸省の所管に入つて来た航空庁の予算のことについて質問をしたいのであります。第一問題は今度新らしく民間航空が始まることになつて来て航空庁としてもいろいろ飛行場などの施設などについてもいろいろ／＼計画をすべきじゃないかと思うのですが、そういう点はこの予算に全然計上されていないように見受けられるが、その辺の一つ御説明を願いたいと思うのであります。

○政府委員(荒木茂久二君) 御承知の

よう国内航空が許されましたのが去年六月二十六日のスキヤッピンに基きまして、それに基いて内国航空事業令を制定されましたので、本年度内に航空機が飛ぶということを予想しておりますので、二十五年度予算の補正として相当の額を要求したのであります。が、何と申しましても当時計画が十分できておりませんので、いわゆる向うのほうで作りましたJ・D・A・Cの計画が明らかでありませんので正確な数字を盛るということができなかつたわけでございます。そこでひと先ず東京、大阪、福岡間のレタタイプの施設の経費だけを計上して五千円の計上をしておるわけでございます。従つて二十六年度予算としてはその運営に伴う経費が若干入つておるに過ぎないわけですが、御存じのように今回新らしい態勢で発足する、而もそれは今年の五、六月の頃にはスタートするだろうということで、いろいろ計算上の問題がござりますので今大蔵省と折衝しておるわけでございまして、従いましてこの予算には直接計上されておりませんけれども、発足し得るようには必要な措置を講ずべく目下交渉中でございます。

日本航空時代には全部政府が出しておるという事情でございませんので、予算の事情と睨み合せましてウエーティング・ルーム等は直接政府が使うものではございませんので、直接会社を作らなければならぬということに相成るかとも思いますが、我々といたしましてはこのアメリカの型に倣つて行きたい、こう考えております。と同時に又第五空軍のほうに対しまして現在向うで使つておりますところの施設をできるだけ流用して頂きまして、新たにウエーティング・ルームとかオフィスを作らないで済むように折衝をいたしております次第であります。

つたようですが、物価騰貴のために貨車の新造がどれくらい減るか知りませんが、これはよほど重大な結果になる虞れがあるのじやないか。殊にこの貨車の新造が滯貯の一掃を志すのだというようなことがこの予算の説明にも書いてあります。一体滯貯といいうのはどの程度のものか。それも私どもはわからんから一層この辺の関係がわからんのかも知れませんが、これは別に本日でなくともいいですからして大体我がの了解できる程度の御説明を一つお願いしたいと思います。

○政府委員(足羽则之君)　或いは御満足の行くような答弁ができないかも知れませんので、若し御質問がありますれば又あとで担当者に説明をいたすことにいたしまして、私の承知しております範囲で極めて概略でござりますが、御説明申上げたいと思います。

昨年の六月に事変が起りましてから貨物の輸送がだん／＼と張つて参りまして、大体今年度の見通しでは旅客輸送につきましては今年度の予算と睨み合せて大体とん／＼か、或いは少し少い程度か、大体そういう見込になるのじやないか、こういうふうに考えられておるようであります。貨物輸送につきましては先般の補正予算の際にも予測に上げられました数字はたしか一億三千五十五万トンかと思うのでありますが、併しそれがなお相当上廻るのではないかと、こういうふうに考えられておるようでござります。そこでこの二十六年度の予算につきましては一億三千四百万吨、こういう貨物の輸送量が予算の数字になつております。そこでこの二十六年度は前年度に比べて人気においても、トンキロにおいても約三%の増、こ

ういうもののを見込んでおるわけでござりますが、併し現在の、最近の状況から見て来年度はもう少し輸送量が上廻るのではないか、こういうふうにだんだん強く考えられて来ておるようでござります。輸貨の状況は月末で大体の姿を見ますと、大体この二十五年の四月から七月ぐらいまでは一日四十万トン程度の在貨を持ち、一番多いときは最近でございますが、百六十万トン近くまで行つたと思ひます。現在は又少し落ちまして、たしか百四十万トン台になつておるかと思うのであります。その滞貨の押掛けがなか／＼強いので今年度の輸送としてはそういう点において相当考えて行かなければいかんのではないか、こういうふうに考えておるわけであります。そこで先ず何と申しますしても、そうした輸送というものが逼迫することを先ず救済することが第一の使命でございますので、先ず一番手取早い方法はいろいろ／＼なふだんの作業上の点から或いは運輸効率の向上を期しますとか、ためにいろいろ／＼な手段を講ずる、そういう点がふだんの作業としては当然なすべき点なんございますが、非常に大きな問題として考えられる点は、これは車輛の新造・貨車の新造ということが考えられるわけであります。そういう傾向は相当予算を組む際にも強く考えられた問題でござりますので、今年度の車輛費は百三十五億、お手許に差上げてあるように百三十八億増加だと思いますが、相当車輛費というものに重点を置いて、お手許

で、車輛費のところに客車が三十一億七千五百万円、貨車が八十二億、それから電気機関車が二億八千八百万からその他、総額百三十五億というふうに差上げてあるのであります。これは電気機関車につきましてはこれを十二輛予算上の計画でございますが、電気機関車十二輛、主なもの申上げますと……それから電車の新造百輛、それから代燃車も百輛、それから客車につきましては、今年度は三等車の新造为重点を置きました。それからなおよくお話を申上げます。従来の木造車の鋼体化、これを六百五十輛見込んでおりまして、その他等で客車は約千輛見込んでおるわけであります。そうした新造なり、改造を含めた金額がこのお手許に差上げてあるものに上つておるわけであります。なお貨車につきましては、ここでお手許にあります八十二億余の額が貨車の新造のための予算として一応示されておるわけでございります。勿論これも改造を含んでおりますので、改修約四十四、五億程度と、こう押えて考えて見ますと貨車がどのくらいできるかと、こういう問題でございますが、いろいろ／＼貨車の種類によつて値段も違うのではつきり輛数は申上げられないわけですが、約一輛百万円といふ見当で考えて見ますと、三千七、八百余見当の貨車ができると、こいう予算になつておるわけでござります。但し客車なり貨車なり全般に亘りましていろいろ／＼資材の値上がりの關係もあり、そうした点についていろ／＼現在検討はいたしておるようでござい

○前田穰君 なお詳しくは又別の機会にお伺いするとして、その次に新線の三線計上されておられる、これは国産の非常にたくさんの路線の中での二線を引出された何といいますか、選定の基準といいますか、何かそういうふうなものがおありになるでしょうか。な通りでございます。

○政府委員(足羽則之君) いわゆる建設線の中でまだ工事未着手のものもござりますし、或いは工事に着手いたしまして戦争中相当手掛けて参つたがこれまでを中止したという線も相当あるわけでございます。それらの線の中で當識的に考えまして相当現在工事が完成しておるという路線というものはやはり一応具体的に、實際的に考えます場合には相當重く考え方される、そうした中でいろいろ、経営比較、經濟比較の中でも行きまして、そうして收支も相当合いで、又あとにかける経費も比較的少なくして完了する、つまり将来相当程度工事が進んでおる、又それの線を開発いたしました、敷設いたしました効果といふものも單に收支が合うところだけでなく相当いい線である、そんいつたような点からこの三線が検討されて、そして選定をされた、こういふわけでございます。従いまして三線がこの経費は御覽のように相当工事をせんておりますのでありますから比較的小い経費の線であります。

○菊川孝夫君 詳細については、こじめ質問書を出して一遍あなたのほうでも用意してもらわなければならんと申しますが、概略的なわかる点だけを御

質問をします。第一は予算定員でござりますが、二十五年度末は四十九万三千七百五十人、二十六年度は四十六万八千八百六十五人、大体二万三千八百人というものは減員になつておる、二十六年度末もそうなつております。従いまして今現在人員が四十六万八千人になつておればこれはいいのです。大体これに見合うような自然減を見まして、こうなればいいのですが、二万三千人というものは二十六年度において整理をしなければならんと、こういうことになるわけです。この予算表から見ますと、それに対する見合いはどういうふうに考えておられますか。人、トンキロも一応殖えているわけです。旅客も貨物も多いにもかかわらず定員減というのには……。

○政府委員(足羽則之君) 人の関係ですが、二十五年の十二月末の職員数は四十七万七千八百八十八人であります。二十六年度の予算定員は四十六万八千八百六十五人、こういう数字になつております。今まで私は菊川さんのお話をよく非常に大きな数字でないと思います。

○菊川孝夫君 二十五年の何から出でるのに四十九万三千何ばになつておりますよ。

○政府委員(足羽則之君) 一月末の現在員を申しますと、四十七万六千飛んで五人になつております。

○菊川孝夫君 この人員だけ減つていいのですね、予算定員より。

○政府委員(足羽則之君) はあ。

○菊川孝夫君 あとは自然減耗で……。

○政府委員(足羽則之君) あとは自然減耗であります。ですから自然減耗を

○菊川孝夫君 その次に予算総則の第十三條に「日本国有鉄道の役員及び職員に対し年未手当は支給しない。」こうなつております。これは法律にきめるように提案されておるわけです。一方一般公務員については何と年未手当の半分というものが予算に盛られている。果してこういう法律があつて処理がつくとこれについて自信を持つてこういう提案を入れられたのですか、どういう経緯で入れられたのですか。

○政府委員(足羽則之君) 誠に御尤も質問だと思うのであります。実は昨年の裁定の問題が昨年末にございました以後その点は問題になつておるることは菊川さんよく御承知だと思うのですがあります。が、あの際も一般の公務員には年末手当が支給され、国有鉄道の職員に対しては年末手当は支給されない。その点につきましてはいろいろ議論もあつたわけであります。併し国有鉄道の職員と公務員とは本来給興体系が違うのだということで、その際の問題は一応片が付いたわけであります。そこで一般公務員について半月分の年末手当が計上されておりましたが、国有鉄道の職員について年末手当が計上されないということを予算総則に盛られていたが如何、こういうことがあります。が、極く概括的に申しますと、やはり公務員と国有鉄道の職員とは給興体系が違うので、そういうふうにそこの予算総則にその点を書くことになつた。こういうふうに御説明を上げて御了承を願いたいと思うのであります。問題は先般の裁定にも交渉の

制度というものが取上げられておつたのであります。交渉の制度の内容如何によりましては、これは或いは年未手当とか、或いは給與といふに考えなくともよろしかろうと思う点もござりますので、若しそういうような問題につきましては、おのずから別個の問題もあるう、こう考えておるわけであります。

○菊川孝夫君 紿興体系が違うとおっしゃるのでですがね。僕は大して今のベースにいたしましても成るほど表面的に平均の賃金が高いですから、決してベースが高いというのではなくして、人員構成、それから学歴、その他年齢等の人員構成或いは都市、田舎等の勤務地手当の関係上、平均賃金が成るほど高くなつてゐる。一般公務員は賃金の平均よりも決してこれはベースが高いことはないであつて、高いベースをもつておるから年末手当は要らんということは言えないのです。

足羽さんはそういう答弁をされますけれども、予算総則の十二條で五百二十四億とちゃんと抑えられておる。この限りにおいて準則を作ると、こういうことになつておる。将来これが団体交渉、その他によつて一旦この法律が通つてしまふと、今度は枠を拡げなければならんということになる。賞與金制度ということになれば、それは新たに国会ということになるのですが、一旦五百二十四億で締められておると思ふのです。この枠を抜けなければならんということになるのですが、今の予算の面においては拡げる余地がないと

行つたということになるのであつて、その点の見込違ひというものは必然に計画実行に対する支障になつて来るのあります。が、この値上り計画をパーセントを見積るときに少くともやはり増収という面も含めてパーセントが合算してあるべきものだと解釈しておる。その点についてはどうなんですか。例えば今月から値上りの……大体去年の朝鮮事変から先ほどからの話でまた計画だということも解釈できると相当物価が上つたということは確認されておられる。そういたしますとその予算の計画も大体その当時から組まれた計画だということも解釈できるわけですが、そういたしますと、滞貨が貯えるということは、荷物が貯えたということとありますので、荷物が貯えたということについては増収になつたということを先ほどからお話をなさつておるのでですからその増収のパーセンテージ、従つて物価が上のるパーセンテージとは或る程度纏み合して予算といふものが作成されであるべきはずのものだと思ふのです。それで若しこの次のとき機会がございましたらそのパーセンテージをどういうふうに計られたかということをお示し願いたい。今お答えでき得ますれば勿論幸いですが、若しお答えできないようでしたらこの点お計り願いたいと思います。

のであります。ナベでそうした問題は将来の予想でございまして、或いは物価の値上り、或いはそうした増えふうなことを睨み合して今後どうあるかという問題についてはまだもう少しに時日を以て頂いて、今後の問題ではないか、ただそういう考え方がある。こういうふうに御説明申しあげておる次第であります。具体的な問題としては今後の問題ではないかと考えられる。こういうふうに御説明申しあげておる次第であります。

があるのではないかというのでお尋ねしたのです。
○岡田信次君 本当の表ですよ。
○鈴木清一君 わかりました。それではあとお尋ねいたします。鋼材関係につきましてもこの点の質問は保留して置きます。
○理事(高田寛君) ほかにはまだ御質問ございますか。
○小酒井義男君 予算質問はまだ続けでおやりになるのですか。今日で終るわけではないのですね。
○菊川孝夫君 今日は説明を受けただけでしょ。一遍よく検討しなければならないと思います。
○理事(高田寛君) それでは今日はこれで質疑を打切ることに御異議なければさようにいたしたいと思いますが……。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○理事(高田寛君) それでは今日はここで閉会いたします。
午後四時四十五分散会
出席者は左の通り。
委員長 稲竹 春彦君
理事 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君
仁田 竹一君
内村 清次君
菊川 孝夫君
小酒井義男君
高木 正夫君
前田 穎君
村上 義一君
松浦 定義君
鈴木 清一君

國務大臣	運輸大臣	山崎 猛君
政府委員	運輸大臣官房長	荒木茂久二君
	運輸大臣官房課長	國安 誠一君
	運輸大臣官房會計課長	則之君
	運輸省海運局長	岡田 修一君
	運輸省鐵道監督局長	足羽 则之君
	海上保安庁次長	柳澤 米吉君
	海上保安庁	須田 晚次君
	水路部長官	高野 難審
	航空府長官	長屋 千棟君
	事務局側	松尾 靜磨君
	常任委員	岡本 忠雄君
	専門委員	古谷 善亮君
	常任委員	会專門員
二月十日本委員会に左の事件を付託された。		
一、大阪、大社両駅間の準急列車二本を石見益田駅まで延長等に関する請願(第二九七号)		
一、岩国、日原両駅間鉄道敷設実地測量に関する請願(第二九九号)		
一、出雲今市、三次両駅間鉄道敷設促進に関する請願(第三〇〇号)		
一、城岡駅を北長岡駅と改称の請願(第三三二号)		
一、魚沼線復活促進に関する請願(第三三二号)		
一、添田線拂下げに関する請願(第三六九号)		
一、西武鉄道田無駅、関前橋間および武藏関、武藏境両駅間に鉄道敷設の請願(第三八九号)		

一、神戸港第七突堤建設に関する請願（第三九〇号）
一、長崎県阿翁浦港整備工事施行に関する請願（第四三二号）
一、志佐、吉井両駅間に鉄道敷設の請願（第四四二号）
一、岩国、日原両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第四二六号）
一、船舶職員法改正法案に関する請願（第四四八号）
一、宮原線開通促進に関する陳情（第八三号）

第二九七号 昭和二十六年一月二十一日受理

七日受理 大阪、大社両駅間の準急列車二本を石見益田駅まで延長等に関する請願

請願者 島根県議會議長 恒松 安夫
紹介議員 櫻内義雄君

石見地方から東京、東海、北陸方面への連絡は概ね山陰線を経由し、大阪で乗り換えるのが通例であるが、山陰線は、トンネルが多く速度も緩慢であるため旅行者は少なからぬ苦痛を感じてゐるから、大阪、大社間の準急列車二本を大阪、石見益田間まで延長運転し、また旅行列車に寝台車を連結して、これら長途旅行者に多大の便宜を與え旅行を容易にすると共に数多くの石見地方の名所旧跡を広く紹介し、観光客誘致を図られたいとの請願。

第二九九号 昭和二十六年一月二十日受理

七日受理 岩国、日原両駅間鉄道敷設実地測量に關する請願

請願者 烏根県議會議長 恒松 安夫

紹介議員 横内義雄君
山陽線岩国駅より岩徳線西岩国を経て
山口線日原駅に通する陰陽連絡の鉄道
敷設のため、山口線岩国広瀬間はすで
に実地測量を行う由であるから、島根
県地内も山口線に引続き実地測量を行
い本路線敷設をすみやかに実施せられ
たいとの請願。

第三〇〇号 昭和二十六年一月二十
七日受理
出雲今市、三次両駅間鉄道敷設促進に
関する請願

請願者 島根県議会議長 恒松
安夫

紹介議員 横内義雄君

出雲今市、広島県十日町間は、省営自
動車が運行しており、最近松江、広島間
一畳電鉄急行および夜行バスの運行を
見るに至つたが、多数の乗客輸送およ
び中国山脈が抱きする幾多の山林資源
を搬出することは困難である。ことに
冬季積雪の時は島根県内掛合、赤名町
間の運転はと絶し通信、交通一切の連
絡を絶つ実情であるから、出雲今市駅
を起点とし島根県飯石郡を縦貫して広

中國地方開発上の重要な幹線であるこ
とを確認せられ、すみやかに本鉄道を
敷設せられたいとの請願。

第三二一号 昭和二十六年一月二十
九日受理
城岡駅を北長岡駅と改称の請願

請願者 新潟県長岡市長 松田
弘俊外二名

紹介議員 小林孝平君 清澤俊英
君 内村清次君

信越線城岡駅は、新潟県長岡市北部に

位置し背後に工場地帯を擁して長岡駅
とともに当地方産業交通の動脈である
が、城岡駅の駅名にわざわざされて多
年経済的不利益浪費が行なわれてゐるか
ら、当城岡駅が一見して長岡市内駅と
して認識できるように北長岡駅と改称
せられたいとの請願。

第三三二号 昭和二十六年一月二十
九日受理
魚沿線復活促進に関する請願

請願者 新潟県北魚沼郡小千谷
町長 位下松五郎外二

紹介議員 清澤俊英君 小林孝平
君 内村清次君

魚沿線の復活工事は、昭和二十一年に
着手されたが、同二十三年中止となつ
た。しかして、同線の沿線は、林產
物、農産物の產出地帯であるため運搬
に多大の困難を感じているばかりでな
く工場、学校、病院等の通勤者の不便
も言語に絶するものがあるから、同線
の復活工事を促進せられたいとの請
願。

第三六九号 昭和二十六年一月三十
一日受理
添田線拂下げに関する請願

請願者 福岡県田川郡勾金村長
岩岡初治外六名

紹介議員 西田隆男君 林屋龜次
郎君 境野清雄君 鬼丸義齊君

添田線は、当初福岡県田川郡下の田川
炭田の石炭および沿線工場のセメント
製品、沿線地域に無盡蔵に埋蔵されて
いる石灰石その他の物資を、北九州地
区に輸送するためと沿線一帯の旅客輸

送をして背後に工場地帯を擁して長岡駅
とともに当地方産業交通の動脈である
が、城岡駅の駅名にわざわざされて多
年経済的不利益浪費が行なわれてゐるか
ら、当城岡駅が一見して長岡市内駅と
して認識できるように北長岡駅と改称
せられたいとの請願。

第三八八号 昭和二十六年二月一日
受理
阪和線拂下げに関する請願
請願者 大阪市南区難波新地六
ノ一二南海電気鉄道株式会社取締役社長 小
原英一

紹介議員 德川頼貞君
南洋鐵道株式会社の經營下にあつた現
国鐵阪和線（天王寺駅から東和歌山駅
に至る本線および鳳駅から東羽衣駅に
至る支線からなる）延長六十三キロ
は、戦時輸送対策の一環として政府に
買収されたが、すでに戦争も終り戦時
輸送の目標としたところも自然解消し
たのであるから、元の經營者である南
海鉄道株式会社に拂い下げられたいと
の請願。

第三九〇号 昭和二十六年二月一日
受
神戸港第七突堤建設に関する請願
請願者 神戸市生田区海岸通一
ノ一六神戸商工会議所 会頭 宮崎彦一郎
紹介議員 岡崎眞一君
神戸港は、わが国の代表的港湾であ
り、その自然的、經濟的諸條件の優位
ならびに外国人のもの親近性は他港の
追隨を許さないものがあり、貿易、海
運の振興には本港の活用は不可欠の要
件である。しかるに神戸港における外
國貿易貨物取扱の現状は、揚げ浜の不
足によつて滞船、海上滞航、他港への
転移などの非常な混亂状態を呈し、予
想される今後の外貨量増加に対し憂慮
すべき事態に立つておるから、これ
が打開のため、神戸港第七突堤を昭和
二十六年度内に建設せられたいとの請
願。

第四二二号 昭和二十六年二月二日
受理
志佐、吉井両駅間に鉄道敷設の請願
請願者 長崎県北松浦郡上志佐
志佐、吉井両駅間に鉄道敷設の請願
請願者 長崎県北松浦郡上志佐
志佐議員 藤野繁雄君
志佐、吉井両駅間に鉄道敷設の請願
請願者 長崎県北松浦郡上志佐
志佐議員 郎君 山川良一君
志佐、吉井両駅間に鉄道敷設の請願
請願者 長崎県北松浦郡志佐町より吉井村を至
る鉄道敷設については、第五回国会およ
び第七回国会に請願し、衆議院運輸委員
会の現地調査までいるにかかる
らず、未だに実現を見ていないこと
は、極めて遺憾であるから、沿線一帶
の強ねん結炭の開発を促進し、当地方
の運輸交通を増進するため、すみやか
に同線の実現を図られたいとの請願。

港口は西南方に開き海深、湾入、形状
等実に申し分のない天然の良港である
が、惜むらくは港口よりくる西南の風
波をしき得ない欠陥があるため、海
波をしのぎ得ない防波堤ならびに埋立そ
の陸上施設を整備せられたいとの請
願。

キロ八分の鉄道は、当地方開発ならび
に沿線住民の通勤通学と帝都復興用の
砂利輸送に不可欠のものであるから、
本鉄道敷設を促進せられたいとの請
願。

第三八九号 昭和二十六年二月一日
受理
西武鉄道田無駅、関前橋間および武
藏門、武藏境西駅間に鉄道敷設の請願
請願者 埼玉県入間郡飯能町大字久下一
九六ノ六武藏野通運株式会社代表取
締役 大村精男外五名

岩国、日原両駅間鉄道敷設促進に関する
請願
請願者 長崎県阿蘇浦港整備工事施行に関する
請願
請願者 長崎県北松浦郡鷹島村
長崎県阿蘇浦港は、伊万里湾頭をやく
する北松浦郡鷹島村の西北部に位し、

岩国日原間鉄道は、山陰本線と山陽本
線とを連結する幹線として、わが國經
濟の發展上極めて重要路線であるが、
沿線地方の豊富な各種農林産物および
鉱物の開發輸送を振興する見地より、

昭和六年より着工する予定となつたものであるが、政府の交づ、戦争等のため、実現を見ないまま今日に至つてはいる、経済自立の呼ばれているわが国現下の情勢にかんがみ、本路線のすみやかな実現を図られたいとの請願。

第四四八号 昭和二十六年二月三日

船舶職員法改正法案に関する請願

請願者 東京都目黒区下目黒一ノ五社 团法人無線同窓会長 小林勝馬

紹介議員 千葉 信君
政府は船舶職員法改正法案を準備中であるとのことであるが、同法案において、無線通信士の資格および員数は海上における人命、財産、安全等の立場ならびに、国際的関係の上からも重要であるから、船舶職員法改正に当つてはこの点を充分考慮せられたいとの請願。

第八三号 昭和二十六年一月二十七日受付

宮原線開通促進に関する陳情

陳情者 大分県知事 細田徳壽
外一名

大分県森町より熊本県小国町宮原に通ずる宮原線は、戰前沿線の豊富な森林資源開発のため森駅より宮原に至る全区間の基礎工事を完成しすでに一部森町、宝泉寺間の運転を見たのであるが、戦争により工事中止となりその上開通区間の施設まで撤去のやむなきに至つた。しかしながら昭和二十三年に至り産業および觀光上の見地から森、

宝泉寺間の復活を見たが宝泉寺宮原間は路盤工事を完成したまま放置されているから、地方の交通、文化、産業発展のためすみやかに本鉄道の開通を図らねたいとの陳情。

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、港則法の一部を改正する法律案

一、海事代理士法案
二月十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、港則法の一部を改正する法律案

の長」を「海上保安監督部又は運輸省令で定めるその他の管区海上保安本部の事務所の長」に改める。

四、国家公務員法(昭和二十一年法律第二十号)又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分のある日から二年を経過しない者は、受験手数料として五百円を納付しなければならない。

五、第二十五条第一項の規定により登録のまつ消の処分を受け、

その処分の日から五年を経過し

た日から二年を経過しない者は、受験手数料として五百円を納付しなければならない。

六、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

七、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

八、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

九、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

十、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

十一、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

十二、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

十三、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

十四、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

十五、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

十六、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

十七、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

十八、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

十九、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

二十、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

二十一、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

二十二、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

二十三、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

二十四、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

二十五、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

二十六、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

二十七、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

二十八、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

二十九、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

三十、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

三十一、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

三十二、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

三十三、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

三十四、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

三十五、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

三十六、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

三十七、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

三十八、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

三十九、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

四十、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

四十一、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

四十二、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

四十三、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

四十四、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

四十五、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

四十六、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

四十七、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

四十八、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

四十九、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

五十、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

五十一、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

五十二、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

五十三、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

五十四、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

五十五、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

五十六、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

五十七、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

五十八、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

五十九、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

六十、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

六十一、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

六十二、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

六十三、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

六十四、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

六十五、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

六十六、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

六十七、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

六十八、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

六十九、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

七十、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

七十一、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

七十二、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

七十三、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

七十四、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

七十五、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

七十六、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

七十七、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

七十八、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

七十九、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

八十、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

八十一、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

八十二、前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

書を授與する

(受験手数料)

試験を受けようとする者

は、受験手数料として五百円を納付しなければならない。

付しなければならない。

前項の規定により納付した受験

手数料は、試験を受けなかつた場

合においても返還しない。

第三章 登録

(海事代理士名簿)

第八條 海運局長(運輸省設置法)(昭和二十四年法律第五百五十七号)第三十九條の海運局の長をいう。以下同じ。は、次條から第十二條までの規定による登録をするため、運輸省令で定める様式の海事代理士名簿を備え付けておかなければならぬ。

第二條 左の各号の一に該当する者は、行政官厅において十年以上上海事に関する事務に従事した者である。

第三條 左の各号の一に該当する者は、海事代理士となることができる。

第四條 試験の作成及び試験の合格者の決定は、相当の地位及び海事代理士の業務について広い経験を有する者五名の意見を徵してされなければならない。

第五條 試験の問題の作成及び試験の合格者の決定は、相当の地位及び海事代理士の業務について広い経験を有する者五名の意見を徵してされなければならない。

第六條 試験の問題の作成及び試験の合格者の決定は、相当の地位及び海事代理士の業務について広い経験を有する者五名の意見を徵してされなければならない。

第七條 試験の問題の作成及び試験の合格者の決定は、相当の地位及び海事代理士の業務について広い経験を有する者五名の意見を徵してされなければならない。

第八條 試験の問題の作成及び試験の合格者の決定は、相当の地位及び海事代理士の業務について広い経験を有する者五名の意見を徵してされなければならない。

第九條 海事代理士となるには、海事代理士名簿に左の事項について登録を受けなければならない。

第十條 二生年月日

第十一條 三事務所の所在地

第十二條 四業務に使用する印章

第十三條 五第六條の証書の番号(第二條第一号に該当する者に限る。)

第十四條 海運局長は、海事代理士となる資格を有する者が、前項の規定により登録を申請したときは、その者が欠格事由に該当する場合を除く外、遲滞なく登録をしなければならない。

第十五條 試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証

(あらたな事務所の設置の登録)

第十條 海事代理士が二以上の事務所を設置しようとするときは、運輸省令で定める手続に従い、既に存する事務所の所在地を管轄する海運局長の許可を受け、且つ、あらたに事務所を設置しようとする場所を管轄する海運局長の備え付けた印章について登録を受けなければならぬ。

(業務の廃止等)

第十三條 海事代理士がその業務を廃止したとき、又は死亡したときは、当該海事代理士又はその相続人は、その主たる事務所の所在地を管轄する海運局長にその旨を届け出なければならない。

(秘密を守る義務)

第十九條 海事代理士は、法律に別段の定がある場合を除く外、その業務上取り扱つた事項について知り得た秘密を他に漏してはならない。海事代理士でなくなつた後も、また同様とする。

第二十條 海事代理士は、その業務を行つにあたつて印章を使用するときは、第九條第一項の規定により登録を受けた印章によらなければならぬ。

第二十一條 海事代理士は、運輸省令で定める様式の帳簿を備え、左の事項を記載しなければならない。

第二十二條 海事代理士は、あらかじめ、その受けようとする報酬の額を定め、海運局長に届け出なければならない。これを変更したときは、同様とする。

第二十三條 海事代理士は、前條第一項の規定により届け出た報酬の額を、その事務所に、公衆の見易いように掲示しなければならない。

第二十四條 海事代理士は、第二十二條第一項の規定により届け出た報酬の額よりも高額又は低額の報酬を受けてはならない。

第二十五條 海事代理士が、この法

律又はこの法律に基く处分に違反したときは、海運局長は、左に掲げる処分をことができる。

第二十六條 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第二十七條 第十七條第一項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

第二十八條 第十七條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の罰

金に処する。

第二十九條 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十二条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十三条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十四条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十五条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十六条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十七条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十八条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十九條 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四十条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四十一条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四十二条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四十三条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四十五条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四十六条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四十七条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四十八条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四十九條 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第五十条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第五十一条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第五十二条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第五十三条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第五十四条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第五十五条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第五十六条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第五十七条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第五十八条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第五十九條 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第六十条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第六十一条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第六十二条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第六十三条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第六十四条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第六十五条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第六十六条 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(登録の細目)

第十六條 この法律に定めるもの

(登録の細目)

第十七條 海事代理士の登録に関する手続的

事項は、運輸省令で定める。

第十八條 海事代理士の業務

(海事代理士でない者の業務の制

限)

第十九條 海事代理士でない者は、

他人の委託により、対価を得て、

業として第一條に規定する行為を行つてはならない。但し、他の法令に別段の定がある場合は、この限りでない。

第二十条 海事代理士でない者は、海事代

理士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

第二十一条 海事代理士が業務を廃止したとき。

第二十二条 海事代理士が、この法律に基く処分に違反したときは、告訴がなれば公

第十二部 運輸委員会会議録第三号 昭和二十六年二月二十三日 参議院 第二十二回 第二回

訴を提起することができない。

第三十條 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律施行の際現に第一條に規定する行為を業としている者は、この法律施行の日から六箇月間は、第十七條の規定にかかるわざ、従前の名称を用いて、第一條に規定する行為を業として行うことができる。

3 旧海事代願人取締規則(明治四十一年通信省令第五十二号)の規定による海事代願人の許可を受けた者は、この法律に基く海事代理士となる資格を有するものとする。

別表第一

一 運輸省の機関

二 法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所

三 都道府県の機関

四 市町村の機関

別表第二

一 船舶法(明治三十二年法律第一号)

二 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)

三 船員法(昭和二十二年法律第三百号)

四 船舶職員法(明治二十九年法律第六六八号)

五 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)

六 臨時船舶管理法(昭和十二年法律第九十三号)

七 港則法(昭和二十三年法律第一百七十四号)

八 造船法(昭和二十五年法律第一百二十九号)

九 前各号に掲げる法律に基く命令

十 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

十一 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

十二 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

十三 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

十四 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

十五 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

十六 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

十七 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

十八 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

十九 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

二十 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

二十一 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

二十二 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

二十三 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

二十四 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

二十五 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

二十六 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

二十七 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

二十八 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

二十九 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

三十 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

一、宮崎、小林両市間鉄道敷設促進に関する請願(第五三一号)

一、上野鉄道管理局設置に関する請願(第五四四号)

一、出雲今市、三次両駅間鉄道敷設促進に関する請願(第五四六号)

一、仙台、岩沼両駅間鉄道電化に関する請願(第五四七号)

一、豊頃、大津、大樹三村間国営バス路線開設促進に関する請願(第五四八号)

一、岩国、日原両駅間鉄道敷設促進に関する請願(第五四九号)

一、山田線復旧促進に関する請願(第五〇〇号)

一、下関を基地として閻釜連絡航路置駅設置の請願(第五〇三号)

一、白棚鉄道復活に関する請願(第五〇四号)

一、山田線復旧促進に関する請願(第五〇五号)

一、三陸沿岸鉄道敷設促進に関する請願(第五〇六号)

一、吉岡、古川間自動車路線権復元に関する請願(第五一七号)

一、下関を基地として閻釜連絡航路復活に関する請願(第五一九号)

一、国営陸前古川自動車の仙台まで延長運輸に関する請願(第五二〇号)

一、吉岡、古川間自動車路線権復元に関する請願(第五二一号)

一、鉄道専用電気動力、電気信号保

安両設備に対し二重監督排除の請

願(第五二二号)

一、志布志線延長工事促進に関する請願(第五二三号)

一、広瀬駅拡張に関する請願(第五二四号)

一、都城発吉都線経由門司行准急列車新設に関する請願(第五二九号)

一、日向長井、三重町両駅間鉄道敷設等に関する請願(第五三〇号)

地の郡山市および石川町への通勤者が激増し、これらの者は多大の不便を感じる遠距離の各駅から乗降している。

のんで遠距離の各駅から乗降している。現状であるから、すみやかに川東、谷

田川両駅間に駅員無配置駅を設置せられたいとの請願。

一、宮崎、小林両市間鉄道敷設促進に関する請願(第五三一号)

一、上野鉄道管理局設置に関する請願(第五四四号)

一、出雲今市、三次両駅間鉄道敷設促進に関する請願(第五四六号)

一、仙台、岩沼両駅間鉄道電化に関する請願(第五四七号)

一、豊頃、大津、大樹三村間国営バス路線開設促進に関する請願(第五四八号)

一、岩国、日原両駅間鉄道敷設促進に関する請願(第五四九号)

一、山田線復旧促進に関する請願(第五〇〇号)

一、下関を基地として閻釜連絡航路復活に関する請願(第五〇三号)

一、白棚鉄道復活に関する請願(第五〇四号)

一、山田線復旧促進に関する請願(第五〇五号)

一、小名浜海上保安部に陸上無線通信施設設置の請願(第六〇九号)

一、片町線より枚岡町に貨物引込線敷設の請願(第六四〇号)

一、白河、仙台両駅間鉄道電化促進に関する請願(第六四一号)

一、日本国有鉄道法中一部改正に関する陳情(第一〇九号)

一、京都駅改築および鉄道高架建設促進に関する陳情(第二二一号)

一、東北新幹線開業促進に関する陳情(第一一〇号)

一、吉岡、古川間自動車路線権復元に関する請願(第五一九号)

一、吉岡、古川間自動車路線権復元に関する請願(第五二〇号)

一、吉岡、古川間自動車路線権復元に関する請願(第五二一号)

一、吉岡、古川間自動車路線権復元に関する請願(第五二二号)

一、吉岡、古川間自動車路線権復元に関する請願(第五二三号)

一、吉岡、古川間自動車路線権復元に関する請願(第五二四号)

地の郡山市および石川町への通勤者が激増し、これらの者は多大の不便を感じる遠距離の各駅から乗降している。

のんで遠距離の各駅から乗降している。現状であるから、すみやかに川東、谷

田川両駅間に駅員無配置駅を設置せられたいとの請願。

一、宮崎、小林両市間鉄道敷設促進に関する請願(第五三一号)

一、上野鉄道管理局設置に関する請願(第五四四号)

一、出雲今市、三次両駅間鉄道敷設促進に関する請願(第五四六号)

一、仙台、岩沼両駅間鉄道電化に関する請願(第五四七号)

一、豊頃、大津、大樹三村間国営バス路線開設促進に関する請願(第五四八号)

一、岩国、日原両駅間鉄道敷設促進に関する請願(第五四九号)

一、山田線復旧促進に関する請願(第五〇〇号)

一、下関を基地として閻釜連絡航路復活に関する請願(第五〇三号)

一、白棚鉄道復活に関する請願(第五〇四号)

一、山田線復旧促進に関する請願(第五〇五号)

一、小名浜海上保安部に陸上無線通信施設設置の請願(第六〇九号)

一、片町線より枚岡町に貨物引込線敷設の請願(第六四〇号)

一、白河、仙台両駅間鉄道電化促進に関する請願(第六四一号)

一、日本国有鉄道法中一部改正に関する陳情(第一〇九号)

一、京都駅改築および鉄道高架建設促進に関する陳情(第二二一号)

一、吉岡、古川間自動車路線権復元に関する請願(第五一九号)

一、吉岡、古川間自動車路線権復元に関する請願(第五二〇号)

一、吉岡、古川間自動車路線権復元に関する請願(第五二一号)

一、吉岡、古川間自動車路線権復元に関する請願(第五二二号)

一、吉岡、古川間自動車路線権復元に関する請願(第五二三号)

一、吉岡、古川間自動車路線権復元に関する請願(第五二四号)

一、吉岡、古川間自動車路線権復元に関する請願(第五二五号)

山田線復旧促進に関する請願
受理 藤沢清助

山田線復旧促進に関する請願
請願者 岩手県釜石市海岸通り
紹介議員 川村松助君

山田線の沿線は、林産物および鉱産物の豊富な資源地帯であるばかりでなく、全国屈指の大漁場と良漁港を擁しているが、同沿線唯一の運輸機能である山田線が、昭和二十三年の台風によって寸断されたまま現在に至っていることは、國家再建のため重大な問題であるから、山田線の復旧全通をすみやかに実現せられたいとの請願。

山田線の沿線は、林産物および鉱産物の豊富な資源地帯であるばかりでなく、全国屈指の大漁場と良漁港を擁しているが、同沿線唯一の運輸機能である山田線が、昭和二十三年の台風によって寸断されたまま現在に至っていることは、国家再建のため重大な問題であるから、山田線の復旧全通をすみやかに実現せられたいとの請願。

第五一九号 昭和二十六年二月五日
受理 吉岡、古川間自動車路線権復元に關する請願

請願者 宮城県議会議長 今野

紹介議員 中村正雄君 貞亮

仙台鐵道局管内国営自動車路線中の吉岡、古川間乗合自動車路線は、昭和七年十二月二十七日より仙台鐵道株式会社が営業を開始し以来九年七箇月余の間にあらゆる犠牲を拂つて經營を続けてきたのであるが、たまたま戦時中の客親的事情と諸種の惡条件にわざわいされて不本意ながら省営に切り替えを余儀なくされ今日に至つたものである。終戦後全國的に起つた自動車の輸送復興熱に同社は積極的に呼応して懸命の努力を傾注しておる上に、本路線は元來仙台より古川町を往復する利用者多くまた沿線住民は同社による営業を希望しているから、本路線権を旧經營者に復元せられたいとの請願。

第五二〇号 昭和二十六年二月五日
受理 国営陸前古川自動車の仙台まで延長運輸に関する請願

請願者 宮城県議会議長 今野

紹介議員 中村正雄君

国鉄陸前古川自動車営業所の運転区間を吉岡からさらに仙台駅まで延長する事と、一ノ関市と仙台市とを国道沿いに結び沿線三本木、大衡の畳炭を最大需要地仙台に運送する上に、また通勤通学者の多大の利便を與えるばかりでなく、一朝迫、江合、鳴瀬等の各川のはん流により鉄道が、と絶の際は東北本

線の動脈をつなぐ唯一の交通機関としてとくに本地區が指定されたのであるが、不幸にして交通の便に恵まれないため、あたら豊富なる資源を擁しながら、まだこれが開発をみない駅まで延長せられたいとの請願。

第五二一号 昭和二十六年二月五日
受理 鉄道専用電気動力、電気信号保安両設備に対し二重監督排除の請願

請願者 東京都千代田区内幸町

紹介議員 村上義一君 田崎太郎

人鉄道電化協会長 飯

鉄道高架街一〇社団法

請願者 宮崎県議会議長 日高

紹介議員 三輪貞治君

廣瀬拡張に関する請願

請願者 宮崎県議会議長 日高

紹介議員 三輪貞治君

廣瀬拡張に関する請願

請願者 宮崎県議会議長 日高

紹介議員 三輪貞治君

専用電氣動力、電気信号保安両設備に対する請願

請願者 宮城県議会議長 今野

紹介議員 中村正雄君

専用電氣動力、電気信号保安両設備に対する請願

環としてとくに本地區が指定されたの駅まで延長せられたいとの請願。この使命を果すものであるから、本白動車営業所の運転区間を吉岡から仙台駅まで延長せられたいとの請願。

第五三〇号 昭和二十六年二月五日
受理 上野鉄道管理局設置に関する請願

請願者 東京都台東区山下町一

紹介議員 内村清次君

國鉄労働組合上野支部

請願者 宮崎県議会議長 日高

紹介議員 三輪貞治君

現在の日豊線市棚、重岡両駅間に、ト

日向長井、豊肥線三重町とを結ぶ鉄道

予定線はこう配もゆるやかであり、距

離にも時間的にも相当短縮され、さ

速その他貨物の搬入等交通量の極めて

多い重要駅であるが、構内待合室と

もに狭く利用者の不便は一方ならぬも

のがあるから、これを拡張して輸送量

の増大と利用者の不便を一掃せられた

いとの請願。

第五四四号 昭和二十六年二月六日
受理 市間鉄道敷設を促進せられたいとの請願。

請願者 東京都台東区山下町一

紹介議員 内村清次君

業務の管理運営を合理化し、從業員な

らびに關係地元民の要望に応えるた

め、現東京鉄道管理局から分離して新

に東北本線秋葉原、白河間（川越線

日光線、烏山線を含む）、常磐線日暮

里、土浦間（成田線、我孫子、成田間

田端、池袋間赤羽線を含む）を管理す

る上野鉄道管理局を埼玉県大宮市内に

設置せられたいとの請願。

第五五六号 昭和二十六年二月六日
受理 出雲今市、三次両駅間鉄道敷設促進に関する請願（二通）

請願者 島根県出雲市長 森山

紹介議員 伊達源一郎君

出雲今市駅を起点とし、飯石郡を縦貫

して備後三次駅に至る陰陽連絡鉄道

は、昭和六年から同十二年までに敷設

せられるよう鉄道施設法に制定され

るが、熊本および北九州方面の旅行者

は都城—吉松、吉松—八代と一

ある宮林線には、現在国鉄バスが運転

されているが、本路線は旅客、物資と

現状である。加えて近時都城市を中心

に至つては、本鉄道は飯石郡の山

林資源開発上また觀光上中國地方開発

の重要な幹線であるから、すみやかに本

鉄道の敷設を実現せられたいとの請願。

いとの請願。

移管せられたいとの請願。

第六四一號 昭和二十六年二月九日
受理

第五四七號 昭和二十六年二月六日
受理

第五八二號 昭和二十六年二月七日
受理

第六〇九號 昭和二十六年二月八日
受理

仙台、岩沼両駅間鉄道電化に関する請願
請願者 宮城県仙台市長 岡崎
栄松外二百三十九名

紹介議員 高橋進太郎君
仙台は、東北文経圏の中心にあり、塩釜の修築港により國家枢要の地位を占めているが、その動脈である運輸交通網は旧来の制約を受けて躍進充実に少なからぬ御制を受けているから、仙台塩釜の背後地で交通要衝である岩沼地方まで国鉄を電化せられたいとの請願。

第五四八號 昭和二十六年二月六日
受理

第五八三號 昭和二十六年二月七日
受理

第六四〇號 昭和二十六年二月九日
受理

第一〇九號 昭和二十六年二月六日
受理

日本国有鉄道法中一部改正の陳情
陳情者 埼玉県大宮市長 津川
辰政外五名

岩国、日原両駅間鉄道敷設促進に関する請願
請願者 山口県岩国市長 津田
弥吉外四十五名

北海道留辺蘿町所在農林省所管森林軌道を国有鉄道に移管の請願
請願者 北海道常呂郡留辺蘿町
長 佐野準一郎外九百七十四名

片岡線より枚岡町に貨物引込線敷設の請願
請願者 大阪府中河内郡枚岡町
長 吉岡市次郎外八名

日本国有鉄道法第二十六條によつて、國鐵職員は地方議会の議員を兼ねることができないので、大宮市のようによつて、國鐵職員が人口の半数近く居住するところでは、國鐵関係市民の意思を市政に反映することができないばかりでなく、これら市民の市政に協力する意思をばみ市政の運営に一大障害を與えることになるから、日本国有鉄道法第二十六條を改正して職員が議員を兼任できるようにされたいとの陳情。

山陽線岩国より岩徳線西岩国駅を経て、山口県日原駅に通ずる陰陽連絡線
岩国日原鉄道は、さきに鉄道敷設法中に編入され、昭和六年度工事実施の運びとなつてゐたところ、たまたま政府の交つてつによつて新設予定路線から削除され今日に至つてゐるが、本路線は本州西部における山陰、山陽両線を重要な部分において連接する幹線として、日本海と瀬戸内海とを陸上で結び、わが国民経済を増進する重要な路線であるから、本鉄道の速成を図られた

紹介議員 伊達源一郎君
紹介議員 堀末治君
北海道留辺蘿町所在農林省所管森林軌道を国有鉄道に移管の請願
請願者 北海道常呂郡留辺蘿町
長 佐野準一郎外九百七十四名

片岡線より枚岡町に貨物引込線敷設の請願
請願者 大阪府中河内郡枚岡町
長 吉岡市次郎外八名

日本国有鉄道法第二十六條によつて、國鐵職員は地方議会の議員を兼ねることができないので、大宮市のようによつて、國鐵職員が人口の半数近く居住するところでは、國鐵関係市民の意思を市政に反映することができないばかりでなく、これら市民の市政に協力する意思をばみ市政の運営に一大障害を與えることになるから、日本国有鉄道法第二十六條を改正して職員が議員を兼任できるようにされたいとの陳情。

第一二二號 昭和二十六年二月七日
受理

第十條第三項中「運輸大臣」を「高等海難審判官」に改める。
審判官の中から、高等海難審判官の官が、これを補する。

第十條第三項中「運輸大臣」を「高等海難審判官」に改める。

第十條第三項中「運輸大臣」を「高等海難審判官」に改める。

陳情者 京都府議會議長 中村
庄太郎

京都市の中央部を貫通する国有鉄道の高架改築については、府民多年の熱願であるが、今日までこれが実行着手の見えず、本府の交通、産業、経済および観光文化等の発展にいたるし支障を與えていることはまことに遺憾である。たまたま三十数年の歴史を誇る京都駅舎が不慮の災禍によつて灰じんとなつた現在、これが再建を機会に、府民多年の要望である高架改築を実現せられたいとの陳情。

第六四一號 昭和二十六年二月九日
受理

白河、仙台両駅間鉄道電化促進に関する請願
請願者 宮城県知事 佐々木家壽治外一名

東北本線は、東北地方を貫く一大幹線であるが、本線中白河、仙台両駅間は急こう配地点多いため、運送上的一大害となつて東北地方の復興に重大なる障害となつてゐる現状であるから、福島県下の豊富な電力を利用して白河、仙台両駅間の鉄道電化を促進せられたいとの請願。

二月二十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、海難審判法の一部を改正する法律案
二、港域法の一部を改正する法律案

岩沼、大津、大樹三村間函館バス路線開設促進に関する請願
請願者 北海道中川郡豊頃村長 佐藤義助
松浦定義君 石川清一

紹介議員 君
大樹村は農、漁、林、畜等、各産物の主要地として極めて有望であり、その生産は年間三億七千余万円に上つてゐる。しかるに交通に恵まれていなかったから、南北の宝庫を開拓するため、小名浜港は、京浜、塩釜間にある重要避難港であり、また東北一、二を争う漁業基地として活用されているが、同

方には東北六県の中でも海難発生量が首位を占めているので、さきに小名浜海上保安部を設置されたが、巡視船出動後は陸上との連絡に二、三時間以上かかる実状であるから、小名浜海上保安部に陸上無線通信施設を設置せられたいとの請願。

東北本線は、東北地方を貫く一大幹線であるが、本線中白河、仙台両駅間は急こう配地点多いため、運送上的一大害となつて東北地方の復興に重大なる障害となつてゐる現状であるから、福島県下の豊富な電力を利用して白河、仙台両駅間の鉄道電化を促進せられたいとの請願。

二月二十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、海難審判法の一部を改正する法律案
二、港域法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法中一部改正の陳情
陳情者 埼玉県大宮市長 津川
辰政外五名

日本国有鉄道法第二十六條によつて、國鐵職員は地方議会の議員を兼ねることができないので、大宮市のようによつて、國鐵職員が人口の半数近く居住するところでは、國鐵関係市民の意思を市政に反映することができないばかりでなく、これら市民の市政に協力する意思をばみ市政の運営に一大障害を與えることになるから、日本国有鉄道法第二十六條を改正して職員が議員を兼任できるようにされたいとの陳情。

正する。

第九條の二に次の二項を加える。

高等海難審判官は、海難審判官の経験を有する者のなか、運輸大臣が、これを任命する。

地方海難審判官長は、海難審判官の中から、高等海難審判官の官が、これを補する。

第十條第三項中「運輸大臣」を「高等海難審判官」に改める。

第十條第三項中「運輸大臣」を「高等海難審判官」に改める。

森	白尻	函館	松前	江差	福島	福島	瀬棚	壽都	岩内	余市	小樽	増毛	留萌	苦前	羽幌	天塩	稚内	青苗	天壳
森町三角点（二四・七メートル）から三十七度七百メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 弁天島（一二メートル）から二百六十九度九百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 穴澗岬から百八度九百五十メートルの地点から六十九度に引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 弁天島燈台（北緯四十一度二十四分五十九秒東経百四十度五分三十三秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 南防波堤東端を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面 象王山三角点（九六メートル）を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面 岩崎を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面 天測点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面 尻場崎から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 増毛燈台（北緯四十三度五十一分九秒東経百四十一度三十一分五十二秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面 留萌崎から三百三十度二千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から六十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 三角点（五九・九メートル）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 北防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 青苗岬から九十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 太郎兵衛崎を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面																			

青森	深浦	鰺ヶ沢	燒尻	香深	船泊	鬼脇	沓形	鬼脇										
脇野沢	川内	大湊	野辺地	小湊	青森	平館	三厩	小泊										

三角点（五九・九メートル）（北緯四十四度二十六分三十三秒東経百四一度二十五分十三秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
弁天崎を中心とした線及び陸岸により囲まれた海面
沓形崎から二十三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
北防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
鶴泊燈台（北緯四十五度十四分三十九秒東経百四十一度十四分七秒）から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
沓形崎から零度に引いた線以西の海面
北防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
北防波堤基点を中心として千二百メートルの半径を有する円内の海面
面中金田崎三角点から零度に引いた線以西の海面
入前崎から行合崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
弁天崎を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び中村川最下流道路橋下流の河川水面
弁天崎から七ツ石崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小泊川小泊橋下流の河川水面
底石を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び増川川増川橋下流の河川水面
平館港防波堤燈台（北緯四十一度九分三十六秒東経百四十度三十八分四十秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
鼻繚崎から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに堤川石森橋下流の河川水面
安井崎から金附崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに汐立川電雷橋下流の河川水面
野辺地町と東平内村の境界海岸（北緯四十度五十三分東経百四十一度五分十八秒）から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに野辺地川最下流道路橋下流の河川水面
苔崎を中心として三千六百メートルの半径を有する円内の海面及び田名郡川鉄橋下流の河川水面
川内川内橋右岸橋台（北緯四十一度十一分四十三秒東経百四十一度五十五分四十四秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び川内川内橋下流の河川水面
脇野沢川導水堤突端を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面並びに脇野沢川脇野沢橋及び瀬野川瀬野橋各下流の河川水面

宮城						岩手							
志津川	氣仙沼	広田	釜石	大槌	山田	宮古	八木	久慈	八戸	大畑	大間	佐井	
荒島南端から二百二十八度に引いた線、同島北端から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに水尻川水尻橋、八幡川汐見橋及び新井田川本浜橋各下流の河川水面	鹿折村南端海岸（北緯三十八度五十二分三十七秒東經四十一度三十六分三十秒）から二百七十九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに盛川最下流道路橋下流の河川水面	珊瑚島北端から九十九度及び二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大森山三角点（一四七メートル）から二百五十七度七百メートルの地点を中心として千二百メートルの半径を有する円内の海面	小島東端から伝作鼻及び照ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大沢川及び関口川各最下流道路橋下流の河川水面	七尾崎から雀島外端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに大槌川及び小槌川各最下流道路橋下流の河川水面	鶴ノ巣崎から鎌ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大渡川最下流道路橋下流の河川水面	小島三角点（六三メートル）から三百十五度に引いた線、同三角点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに久慈川最下流道路橋下流の河川水面	八木港導燈低燈（北緯四十度二十分四十二秒東經百四十一度四十六分）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面	測候所暴風標（北緯三十九度三十八分十五秒東經百四十一度五十八分十三秒）を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面及び閉伊川最下流道路橋下流の河川水面	牛島三角点（六三メートル）から百八十度及び二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、新井田川及び馬淵川各最下流鉄橋下流の河川水面並びに馬淵川締切堤下流の旧馬淵川水面	日出岩（三・三メートル）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び大畑川最下流鉄橋下流の河川水面	大畑港南防波堤燈柱（北緯四十一度二十四分三十二秒東經百四十一度十分十八秒）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び大畑川最下流鉄橋下流の河川水面	細間崎を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面	弁天島三角点（二・九メートル）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面並びに大佐井川大佐井橋及び古佐井川古佐井橋各下流の河川水面

千葉 勝浦	千葉 銚子	茨城 磯崎 那珂湊 磯崎 日立 久慈 大津 平潟 小名浜 江名 四倉 松川浦 福島 加茂 由良 鼠ヶ関	鶴ノ尾岬を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 南防波堤燈台から二百九十五度五百メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 折戸山三角点（八三・四メートル）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 三崎から八崎（劍崎）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 鶴子岬を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 大津鼻東端から三百度千メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 南防波堤基点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面 久慈港北防波堤燈台（北緯三十六度二十九分三十四秒東経百四十度三十七分三十秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面並びに久慈川及び茂宮川各最下流鐵橋下流の河川水面 磯崎から二百六十度六百メートルの地点を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面 大名鼻から百八十度に引いた線、祝町三角点（二一メートル）から九十度に引いた線及び護岸により囲まれた海面並びに那珂川最下流道路橋下流の河川水面及び東経百四十度三十五分の子午線以東の洞沿川の河川水面 大洗鼻から二百七十度九百メートルの地点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面 銚子港導標低燈（北緯三十五度四十四分二十四秒東経百四十度五十一分三秒五十五度見晴台）を中心として千七メートルの半径を有する円の水面及び松川東経百四十度九十九秒の河川水面 利根川の河川水面 黒鼻から八幡埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
----------	----------	--	---

神奈川	東京 神奈川	東京		
横須賀	京浜	岡田	木更津 館山 白浜	千葉 船橋
	八重根 神湊 大久保	岡田 波浮 元村 新島		
小柴崎、同地點分三十九度三十メートルを順次東に結んでいた海面 度分三十五度十五分二十度十メートルの地点から九度四十度三十分十九度三十メートルを順次東に結んでいた海面 により回まれた地點から十九度四十度四十四度四十分十九度十八秒を順次東に結んでいた海面	江戸川口右岸突端(北緯三十五度三十八分十七秒東経百三十九度五十二度二十九秒)及び陸岸に由り屈曲した河川水面 各河川最後に流れる河川水面	岡田村三角点(一三三メートル)を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面 トオシキ鼻から龍王崎まで引いた線及び陸岸により屈曲した海面 元村三角点(一三メートル)から百八十度五百五十メートルの地点を中心として七百メートルの半径を有する円内の海面 宮塚山三角点(四二九メートル)からナグラ根東端を見透した線、鳥ヶ島西端から鶴ノ根を見透した線及び陸岸により屈曲した海面 北風平三角点(一九二メートル)を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面 横石鼻から零度三百メートルの地点まで引いた線、同地から二百八十二度に引いた線及び陸岸により屈曲した海面 前崎ケ鼻(北緯三十三度五分四十二秒東経百三十九度四十六分二十六秒)を中心として千メートルの半径を有する円内の海面	船橋市と行徳町の境界海岸(北緯三十五度四十一分二十九秒東経百三十九度五十七分五十五秒)から百七十度四千メートルの地点まで引いた線、同地點から九十度に引いた線及び陸岸により屈曲した海面並びに都川最下流道路橋下流の河川水面 船橋市と津田沼町の境界海岸(北緯三十五度四十分四十三秒東経百四十度零七秒)から百八十度三千メートルの地点まで引いた線、兩地點を結んで線及び陸岸により屈曲された海面並びに老川海老川橋下流の河川水面	善光寺三角点(四九メートル)から二百六十度二千二百五十五メートルの地点を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面 登戸三角点(二二メートル)から百八十度五千メートルの地点まで引いた線、同地點から九十度に引いた線及び陸岸により屈曲した海面並びに都川最下流道路橋下流の河川水面

愛知													
泉	田原	福江	伊良湖	浜名	御前崎	相良	焼津	清水	沼津	土肥	松崎	宇久須	稻取
下田													
稲取岬から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面													
狼煙崎から赤島西南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに稻生沢川最下流道路橋下流の河川水面													
アジホガ鼻から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面米崎東南方三角点（一五メートル）から百七十四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面													
丸山崎から二十八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面													
牛臥山三角点（六二メートル）を中心として千八百メートルの半径を有する内の海面中同三角点から二百七十度に引いた線以北の海面及び狩野川永代橋下流の河川水面													
真崎から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに巴川千歳橋下流の河川水面													
焼津燈台（北緯三十四度五十一分二十九秒東經百三十八度十九分三十六秒）を中心として二千五百メートルの半径を有する内の海面並びに瀬戸川當目橋、小石川須奈橋、黒石川港橋及び木屋川港橋各下流の河川水面													
愛鷹岩（北緯三十四度四十分二十四秒東經百三十八度三十六分三十六秒）から三百度二千四百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する内の海面及び萩間川新橋下流の河川水面													
元根鼻三角点（七メートル）から零度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面													
伊良湖燈台（北緯三十四度四十一分十二秒東經百三十七度三十六分三十六秒）を中心として二千メートルの半径を有する内の海面並びに鷺津町と新居町の境界海岸（北緯三十四度四十二分二十四秒東經百三十七度三十三分二十七秒）から九十度に引いた線、雄踏橋及び陸岸により囲まれた浜名湖水面													
井天島駅（北緯三十四度四十一分二十九秒東經百三十七度三十六分三十六秒）を中心として二千メートルの半径を有する内の海面並びに元根鼻三角点（七メートル）から零度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面													
伊良湖港南防波堤突端を中心として五百メートルの半径を有する内の海面並びに波堤突端を中心として三千メートルの半径を有する内の海面													

豊橋	三谷	蒲郡	形原	西浦	東幡豆	吉田	一色	武豊	篠島	豊浜	常滑	内海	名古屋	
十間川口右岸突端（北緯三十四度四十五分八秒東經百三十七度十九分二十秒）を中心として四千五百メートルの半径を有する内の海面並びに川中梅田右岸堤防突端から二百七十度に引いた線以北の海面並びに柳生沢川各最下流道路橋下流の河川水面	三谷ヶ鼻から竹島南端まで引いた線、同島と府相陸岸と結んだ橋及び陸岸により囲まれた海面	蒲郡港防波堤燈台（北緯三十四度四十八分四十三秒東經百三十七度十三分三十五秒）を中心として千メートルの半径を有する内の海面並びに川中梅田右岸堤防突端から二百七十度に引いた線以北の海面並びに柳生沢川各最下流道路橋下流の河川水面	古城港東防波堤基点（北緯三十四度四十七分十六秒東經百三十七度十一分二十二秒）を中心として千メートルの半径を有する内の海面並びに川中梅田右岸堤防突端から二百七十度に引いた線以北の海面並びに川中梅田右岸堤防突端から二百七十度に引いた線以北の海面	東岬防波堤基点（北緯三十四度四十六分五十五秒東經百三十七度十一分二十六秒）を中心として千メートルの半径を有する内の海面並びに川中梅田右岸堤防突端から二百七十度に引いた線以北の海面並びに川中梅田右岸堤防突端から二百七十度に引いた線以北の海面	矢崎川口燈柱（北緯三十四度四十六分五十五秒東經百三十七度四十秒）を中心として千四百メートルの半径を有する内の海面及び矢崎川最下流道路橋下流の河川水面	一色燈台（北緯三十四度四十七分十四秒東經百三十七度一分十五秒）を中心として千メートルの半径を有する内の海面	布土村元標から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小垣江港燈柱（北緯三十四度五十八分東經百三十六度五十九分五四秒）から二百七十度に引いた線以南の境川河川水面	糸崎（海田ヶ鼻）から九十度に引いた線、羽豆崎から九十度五百メートルの地点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	東山鼻及び蛭子ヶ鼻からそれぞれ零度六百メートルの地点まで引いた線、両地点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	糸崎（海田ヶ鼻）から九十度に引いた線、同地から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	常滑港南防波堤燈台（北緯三十四度五十二分二十六秒東經百三十六度五十分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する内の海面	北防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する内の海面及び内海川内海橋下流の河川水面	名古屋港西突堤燈台（北緯三十五度二分九秒東經百三十六度五十分二十九秒）を中心として七千五百メートルの半径を有する内の海面並びに川朝日橋、新堀川橋門、山崎川忠治橋、大江川港東橋、天白川千鳥橋、堀の内川運河水面	常滑港南防波堤燈台（北緯三十四度五十二分二十六秒東經百三十六度五十分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する内の海面
十間川口右岸突端（北緯三十四度四十五分八秒東經百三十七度十九分二十秒）を中心として四千五百メートルの半径を有する内の海面並びに川中梅田右岸堤防突端から二百七十度に引いた線以北の海面並びに柳生沢川各最下流道路橋下流の河川水面	三谷ヶ鼻から竹島南端まで引いた線、同島と府相陸岸と結んだ橋及び陸岸により囲まれた海面	蒲郡港防波堤燈台（北緯三十四度四十八分四十三秒東經百三十七度十三分三十五秒）を中心として千メートルの半径を有する内の海面並びに川中梅田右岸堤防突端から二百七十度に引いた線以北の海面並びに柳生沢川各最下流道路橋下流の河川水面	古城港東防波堤基点（北緯三十四度四十七分十六秒東經百三十七度十一分二十二秒）を中心として千メートルの半径を有する内の海面並びに川中梅田右岸堤防突端から二百七十度に引いた線以北の海面並びに川中梅田右岸堤防突端から二百七十度に引いた線以北の海面	東岬防波堤基点（北緯三十四度四十六分五十五秒東經百三十七度十一分二十六秒）を中心として千メートルの半径を有する内の海面並びに川中梅田右岸堤防突端から二百七十度に引いた線以北の海面並びに川中梅田右岸堤防突端から二百七十度に引いた線以北の海面	矢崎川口燈柱（北緯三十四度四十六分五十五秒東經百三十七度四十秒）を中心として千四百メートルの半径を有する内の海面及び矢崎川最下流道路橋下流の河川水面	一色燈台（北緯三十四度四十七分十四秒東經百三十七度一分十五秒）を中心として千メートルの半径を有する内の海面	布土村元標から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小垣江港燈柱（北緯三十四度五十八分東經百三十六度五十九分五四秒）から二百七十度に引いた線以南の境川河川水面	糸崎（海田ヶ鼻）から九十度に引いた線、羽豆崎から九十度五百メートルの地点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	東山鼻及び蛭子ヶ鼻からそれぞれ零度六百メートルの地点まで引いた線、両地点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	糸崎（海田ヶ鼻）から九十度に引いた線、同地から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	常滑港南防波堤燈台（北緯三十四度五十二分二十六秒東經百三十六度五十分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する内の海面	北防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する内の海面及び内海川内海橋下流の河川水面	名古屋港西突堤燈台（北緯三十五度二分九秒東經百三十六度五十分二十九秒）を中心として七千五百メートルの半径を有する内の海面並びに川朝日橋、新堀川橋門、山崎川忠治橋、大江川港東橋、天白川千鳥橋、堀の内川運河水面	常滑港南防波堤燈台（北緯三十四度五十二分二十六秒東經百三十六度五十分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する内の海面
十間川口右岸突端（北緯三十四度四十五分八秒東經百三十七度十九分二十秒）を中心として四千五百メートルの半径を有する内の海面並びに川中梅田右岸堤防突端から二百七十度に引いた線以北の海面並びに柳生沢川各最下流道路橋下流の河川水面	三谷ヶ鼻から竹島南端まで引いた線、同島と府相陸岸と結んだ橋及び陸岸により囲まれた海面	蒲郡港防波堤燈台（北緯三十四度四十八分四十三秒東經百三十七度十三分三十五秒）を中心として千メートルの半径を有する内の海面並びに川中梅田右岸堤防突端から二百七十度に引いた線以北の海面並びに柳生沢川各最下流道路橋下流の河川水面	古城港東防波堤基点（北緯三十四度四十七分十六秒東經百三十七度十一分二十二秒）を中心として千メートルの半径を有する内の海面並びに川中梅田右岸堤防突端から二百七十度に引いた線以北の海面並びに川中梅田右岸堤防突端から二百七十度に引いた線以北の海面	東岬防波堤基点（北緯三十四度四十六分五十五秒東經百三十七度十一分二十六秒）を中心として千メートルの半径を有する内の海面並びに川中梅田右岸堤防突端から二百七十度に引いた線以北の海面並びに川中梅田右岸堤防突端から二百七十度に引いた線以北の海面	矢崎川口燈柱（北緯三十四度四十六分五十五秒東經百三十七度四十秒）を中心として千四百メートルの半径を有する内の海面及び矢崎川最下流道路橋下流の河川水面	一色燈台（北緯三十四度四十七分十四秒東經百三十七度一分十五秒）を中心として千メートルの半径を有する内の海面	布土村元標から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小垣江港燈柱（北緯三十四度五十八分東經百三十六度五十九分五四秒）から二百七十度に引いた線以南の境川河川水面	糸崎（海田ヶ鼻）から九十度に引いた線、羽豆崎から九十度五百メートルの地点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	東山鼻及び蛭子ヶ鼻からそれぞれ零度六百メートルの地点まで引いた線、両地点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	糸崎（海田ヶ鼻）から九十度に引いた線、同地から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	常滑港南防波堤燈台（北緯三十四度五十二分二十六秒東經百三十六度五十分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する内の海面	北防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する内の海面及び内海川内海橋下流の河川水面	名古屋港西突堤燈台（北緯三十五度二分九秒東經百三十六度五十分二十九秒）を中心として七千五百メートルの半径を有する内の海面並びに川朝日橋、新堀川橋門、山崎川忠治橋、大江川港東橋、天白川千鳥橋、堀の内川運河水面	常滑港南防波堤燈台（北緯三十四度五十二分二十六秒東經百三十六度五十分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する内の海面

桑名	四日市	千代崎	津	松阪	宇治山田	鳥羽	波切	長島	五ヶ所	浜島	尾鷲	木本	
小貝須三角点(○メートル)(北緯三十五度二分五十四秒東経百三十六度四十二分)から百十八度に引いた線と伊勢大橋との間の揖斐川河川水面	朝明川口左岸突端から百三十五度二千メートルの地点まで引いた線、鈴鹿市と楠町の境界海岸(北緯三十四度五十分五十四秒東経百三十五度三十九秒)から九十度三千メートルの地点まで引いた線、両地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに朝明川、海蔵川、三滝川、鹿児川、内部川、鈴鹿川及びこれらの支流各最下流道路橋下流の河川水面	金沢川右岸堤防突端を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び金沢川最下流道路橋下流の河川水面	津興三角点(北緯三十四度四十二分東経百三十六度三十一分六秒)から九十度三千メートルの地点まで引いた線、同地点から三百五十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに岩田川、安濃川、志登茂川各最下流道路橋下流の河川水面	松阪港東防波堤燈柱(北緯三十四度三十六分五十秒東経百三十六度三十三分四十八秒)を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面	宇治山田港西燈柱(北緯三十四度三十一分二十秒東経百三十六度四十五分二秒)から二百十五度千七百メートルの地点を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び河川水面	西崎、日向島北端、答志島島ヶ崎、阪手島丸山崎及び加布良古崎を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	波切港防波堤燈台(北緯三十四度十六分四十二秒東経百三十六度五十四分十一秒)を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面	城山崎を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面	止崎から田曾崎(三崎)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	長島町南方三角点(一三七メートル)から大石を経て千鳥鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	尾南曾鼻から佐波留島東端まで引いた線、同島北端から裸島(投石)を経て猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに船津川左岸の相賀町と船津村の境界から三百十五度に引いた経由南の船津川河川水面、銚子川銚子橋下流の河川水面及び白石湖水面	モト山鼻から佐波留島南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	鬼ヶ城三角点(一五九メートル)を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面

京都	浅茂川	久美浜
大阪	大呂岬	片島鼻
堺	豊国崎	大手川大手橋下流の河川水面
岸和田	零度に引いた線、長崎から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川大和橋及び東川落合橋各下流の河川水面	金ヶ崎から零度に引いた線、博奕岬から三百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに高野川、伊佐津川、寺川、興保呂川、祖母谷川及び志楽川各最下流道路橋下流の河川水面
大津	市内城址三角点（二〇メートル）から三百三十九度千メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面	コットイ崎から三ツ礁鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
深日	大津港防波堤燈台（北緯三十四度三十四分一秒東経百三十五度二十八分七秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	小崎から椎崎（北緯三十五度三十四分一秒東経百三十五度二十八分七秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
伊根	大呂岬から友ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	片島鼻から日置崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大手川大手橋下流の河川水面
間人	大呂岬を中心として千メートルの半径を有する円内の海面	大呂岬から友ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
中浜	大呂岬を中心として三百メートルの半径を有する円内の海面	大呂岬から友ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
本庄	大呂岬を中心として三百メートルの半径を有する円内の海面	大呂岬から友ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宮津	大呂岬を中心として三百メートルの半径を有する円内の海面	大呂岬から友ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
野原	大呂岬を中心として三百メートルの半径を有する円内の海面	大呂岬から友ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
舞鶴	大呂岬を中心として三百メートルの半径を有する円内の海面	大呂岬から友ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
田井	大呂岬を中心として三百メートルの半径を有する円内の海面	大呂岬から友ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

尼崎	西宮	神戸	明石	二見	別府	高砂	伊保	八木	姫路	赤穂	相生	津居山	柴山	
夙川口右岸突端から百五十八度に引いた線、申川口左岸突端から二百二十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	武庫川口右岸突端から二百度三千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線、大阪港北境界線及び陸岸により囲まれた海面並びに庄下川最下流道路橋下流の河川水面	妙法寺川口左岸突端から九十三度に引いた線、芦屋川口左岸突端から二百十二度三十分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	明石港突堤燈台（北緯三十四度三十八分二十三秒東経百三十四度五十九分三十四秒）を中心として九百メートルの半径を有する内の海面	瀬戸川口左岸突端（北緯三十四度四十一分七秒東経百三十四度五十三分五十一秒）から二百四十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	別府港防波堤燈台（北緯三十四度四十二分四十二秒東経百三十四度五十分五十五秒）を中心として千メートルの半径を有する内の海面	高砂港突堤燈台（北緯三十四度四十三分四十二秒東経百三十四度四十八分七秒）を中心として九百メートルの半径を有する内の海面及び河川水面	伊保港燈台（北緯三十四度四十五分十秒東経百三十四度四十六分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する内の海面及び洗川二千鳥橋下流の河川水面	八家川口右岸防波堤基点を中心として五百メートルの半径を有する円内	八家川口右岸防波堤基点から二百九十五度八百メートルの半径を有する円内の海面及び八家川三橋下流の河川水面	八家川口右岸防波堤基点から二百九十五度八百メートルの半径を有する円度に引いた線、中川口石岸突端から八十多度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに市川、船場川、夢前川、大津茂川、揖保川及び中川各最下流道路橋下流の河川水面	釜ヶ崎から金ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	岡山県と兵庫県の境界海岸（北緯三十四度四分二十四秒東経百三十四度二十二分）から取揚島（北端及び前岩を経て御崎橋まで引いた線及び度に引いた線、中川口石岸突端から八十多度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに御崎橋、野々内濱橋及び千種赤い橋大橋及び御濱元元橋各下流の河川水面	津居山島猿ヶ城から赤島を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに羽子島三角点（七メートル）から三百四十五度に引いた線	コヤガ谷鼻から白ヶ浦島南端まで引いた線、同島鷹が巣鼻から大島北端まで引いた線、同島南端から大山山頂を見透した線及び陸岸に

香住	浜坂	岩屋	洲本	由良	福良	湊	都志	郡家	新宮	三輪崎	宇久井	勝浦	浦神	古座	串本	和歌山			
白石島北端から黒島北端を見透した線、白石島北端から三百四十四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	矢城鼻から觀音寺山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに岸田川最下流道路橋下流の河川水面	岩屋港東突堤燈柱（北緯三十四度三十五分十四秒東經百三十五度一分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面	洲本港燈台（北緯三十四度二十分三十八秒東經百三十四度五十四分三秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び洲本川最下流道路橋下流の河川水面	高崎南端から二百三十度と引いた線、梅崎北端から二百八十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	釣島鼻から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	北防波堤突端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び河川水面	西防波堤突端を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面及び都志川大橋下流の河川水面	南防波堤突端を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面及び郡家川大橋下流の河川水面	熊野川口両岸突端を結んだ線と熊野川鉄橋との間の河川水面中和歌山県地先部分	磯崎（北緯三十三度四十分五十四秒東經百三十五度五十九分二十七秒）から鈴島北端まで引いた線（同島東端から孔島東端まで引いた線）、同島東端から二百八十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	宇久井鼻から駒崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	懷山山頂から耳ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	狼煙山山頂から二百三十五度四百五十メートルの地点を中心として七百メートルの半径を有する円内の海面並びに古座川大橋及び小橋各下流の河川水面	橋杭一ノ島から稻荷島を見透した線、橋杭一ノ島から三百二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面					

仁万	久手	大社	惠雲	加賀	七類	美保関	安来	松江	西郷	浦郷	片上	鶴海	牛窓	西大寺	小串	岡山	岡山
荒布場鼻から斐島西端まで引いた線、同島東端から広出鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	久手町と鳥井村の境界海岸を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面	神戸川口右岸突端から笙子島北西端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面	生洲鼻から男島北端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面	潜戸鼻突端から馬島北端まで引いた線、同島西南端から魚見山鼻西端（松ヶ崎）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	九島西端から二百二十二度に引いた線、同島東端から青木島北端まで引いた線、同島南端から二百二十二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	石燈籠を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面	大橋川口右岸突端を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面並びに末次鼻から嫁ヶ島を見透した線以東の宍道湖水面及び大橋川河川水面	油壺鼻から龜島北端まで引いた線、同地點から伯太川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	高瀬崎から烏貝崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	白崎鼻からニグ鼻まで引いた線、獅子鼻から島根鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	松ヶ鼻からツブロ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに中州川新橋下流の河川水面	伊里川口右岸突端から前島（梶島）東端まで引いた線、同島北端から生崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	躰尾鼻から高目鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	馬立鼻から前島荒崎まで引いた線、同島城ヶ鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	九蟠西突堤突端から外波崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに吉井川永安橋下流の河川水面	東山東端から外波崎まで引いた線、九蟠西突堤基点から大浦礁を見透した線及び陸岸により囲まれた海面中小串村地先部分	高島北端から零度に引いた線、同島南端から百八十度に引いた線、松尾鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに旭川京橋、中橋及び小橋各下流の河川水面

市日吉	大竹	土生	瀬戸田	鯖崎	木ノ江	御手洗	大西	蒲刈	巖島	安下庄	久賀	小松	山口												
住吉新開南東端を中心として七百メートルの半径を有する円内の海面 丸子山三角点(三〇一メートル)から六十五度千六百メートルの地點を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面	丸子山三角点(三〇一メートル)から六十五度千六百メートルの地點を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面	内島北端から三百一十九度に引いた線、同島東端から生名島波問田鼻まで引いた線、同島巖島東端から弓削島伊勢ヶ鼻まで引いた線、同地点から因ノ島字崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	内島北端から三百一十九度に引いた線、同島東端から生名島波問田鼻まで引いた線、同島巖島東端から弓削島伊勢ヶ鼻まで引いた線、同地点から因ノ島字崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	長串鼻から小細島北端まで引いた線、同島西端から百八十八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	長串鼻から小細島北端まで引いた線、同島西端から百八十八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	孔藏寺山三角点(六七メートル)を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面	孔藏寺山三角点(六七メートル)を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面	鯖崎鼻から佐佐島東端まで引いた線、同島西端から生野島馬取鼻(北緯三十四度十七分六秒東経百三十二度五十五分四十二秒)まで引いた線、同島復道鼻(北緯三十四度十六分五十六秒東経百三十二度五十五分四十六秒)から小琴ノ鼻(北緯三十四度十六分四十六秒東経百三十五分四十秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	鯖崎鼻から佐佐島東端まで引いた線、同島西端から生野島馬取鼻(北緯三十四度十七分六秒東経百三十二度五十五分四十二秒)まで引いた線、同島復道鼻(北緯三十四度十六分五十六秒東経百三十二度五十五分四十六秒)から小琴ノ鼻(北緯三十四度十六分四十六秒東経百三十五分四十秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	高山鼻から室崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	高山鼻から室崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	岡村島西端から平羅島北端を見透した線、岡村島南端觀音崎から大長村一法寺山三角点(四四九メートル)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	岡村島西端から平羅島北端を見透した線、岡村島南端觀音崎から大長村一法寺山三角点(四四九メートル)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	長島三角点(七五メートル)から同山三角点(一一二メートル)まで引いた線、長島三角点から権現山三角点(二〇七メートル)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	長島三角点(七五メートル)から同山三角点(一一二メートル)まで引いた線、長島三角点から権現山三角点(二〇七メートル)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	下蒲刈島太平山三角点(一八二メートル)から九十五度に引いた線、同島白崎(北緯三十三度五十七分三十五秒東経百七十七度二千六百メートル)の地點及び上蒲刈島三崎を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	下蒲刈島太平山三角点(一八二メートル)から九十五度に引いた線、同島白崎(北緯三十三度五十七分三十五秒東経百七十七度二千六百メートル)の地點及び上蒲刈島三崎を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	小名切岬(一四メートル)から水晶山東突端(北緯三十四度十七分三十五秒東経百三十二度十八分五十七秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	小名切岬(一四メートル)から水晶山東突端(北緯三十四度十七分三十五秒東経百三十二度十八分五十七秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	阿多田島長浦鼻からそれぞれ今津川口右岸突端及び裝束鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに今津川最下流道路橋下流の河川水面	阿多田島長浦鼻からそれぞれ今津川口右岸突端及び裝束鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに今津川最下流道路橋下流の河川水面	安下崎から龍崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	安下崎から龍崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	津長鼻から十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに屋代川屋代川橋下流の河川水面	津長鼻から十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに屋代川屋代川橋下流の河川水面

柳井	室津	上関	平生	室積	徳山下松	三田尻中	関	秋穂	宇部	小野田	厚狭	小串	特牛	栗野	
河川水面	唐釜(一九メートル)から長島奈古屋崎まで引いた線、同島赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面中上関港に属しない部分	唐釜(一九メートル)から馬島三角点(一〇メートル)まで引いた線、同三角点から六十四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに田布施川八海橋下流の河川水面	梶取岬(梶取崎)から馬島赤岩まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	茶臼山山頂から笠戸島鎌石岬まで引いた線、同島牛ヶ頸から馬島金崎まで引いた線、大津島丸山崎から四十鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	龍宮岬から同島翁崎まで引いた線、同島牛ヶ頸から中関港燈柱(北緯三十三度五十九分四十五秒 東経百三十一度三十二分四十秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	千石岩(北緯三十三度五十九分一秒 東経百三十一度二十五分三十六秒)から岩屋ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	宇部岬から二百六十度に引いた線、本山岬から百十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに真諦川(新川)最下流鉄橋及び東川大橋各下流の河川水面	小野田港防波堤燈台(北緯三十三度五十八分十二秒 東経百三十一度十分二秒)を中心として千七百メートルの半径を有する円内の海面及び有帆川最下流道路橋下流の河川水面	宮崎から繩地ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに厚狭川下津橋下流の河川水面	龍宮島北端から七十三度に引いた線、同島南端から松谷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	特牛燈台(北緯三十四度十八分五十八秒 東経百三十一度五十三分三十八秒)から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	栗野口崎西方三角点(五六メートル)から九十度八百メートルの地点を中心として八百メートルの半径を有する円内の海面及び栗野川鐵橋下流の河川水面			

仙崎	萩	須佐	江崎	福山口	徳島	宍喰	牟岐	浅川	宍喰
ヤカワ鼻（屋海鼻）から青海島千貫瀬鼻まで引いた線、王子鼻から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに松本川最下流道路橋下流の河川水面	大瀬鼻から笠山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに三隅川最下流道路橋下流の河川水面	海苔石から大神島三角点（四六メートル）を見透した線及び陸岸により囲まれた海面	宇生ヶ崎から布鼻（北緯三十四度三十九分四十一秒東経百三十一度三十八分十二秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	嵩ヶ巣山山頂から三百二十度に引いた線、竹ノ子島合場鼻から和合良島島頂まで引いた線、同島頂から二百三十度に引いた線、根嶽山頂から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	妙見山三角点（六四・二メートル）を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面及び撫養川最下流道路橋下流の河川水面	徳島港防波導水提燈台（北緯三十四度二分五十一秒東経百三十四度三十五分五十九秒）から三百一度千五十一メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに新町川、園瀬川及びこれらの支流各最下流道路橋下流の河川水面	和田ノ鼻登住（北緯三十四度零分二十一秒東経百三十四度三十八分十五秒）から大崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに神代瀬川最下流鉄橋及び立江川最下流道路橋各下流の河川水面	嵐三角点（六六・一メートル）から三十度千六百メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面並びに岡川富岡橋、那賀川各最下流道路橋各下流の河川水面	龍玉埼を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面及び河川水面
小張岬から仏崎（北緯三十三度三十九分十二秒東経百三十四度二十分五十二秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに宍喰川最下流道路橋下流の河川水面	足摺岬から範野島東北端を経て東由岐浦南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	日和佐川口右岸突端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面	日和佐川口右岸突端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面	由岐	橋	富岡	小松島	徳島	撫養
宍喰町南方三角点（一九六メートル）から七十四度千五百五十メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面並びに宍喰川宍喰橋及び新港橋各下流の河川水面	網代崎から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	日和佐川口右岸突端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面	日和佐川口右岸突端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面	牟岐	宍喰	浅川	宍喰	牟岐	宍喰

香川

豊浜

觀音寺

池田	仁尾	詫問	多度津	丸龜	坂出	香西	高松	津田	志度
坂手									
草壁									
引田									
三本松									
津田									
高松									
志度									
長浜									
郡中									
三崎									
川之石									
八幡浜									
三瓶									
吉田									
宇和島									
深浦									
愛媛									
直島									
土庄									

水準点（四・五七メートル）（北緯三十四度四分六秒東経百三十三度三十八分二十八秒）から三百五十五度七百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面

観音寺港南防波堤燈台（北緯三十四度七分二十八秒東経百三十三度三十八分六秒）から七十二度四百四十メートルの地点を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面並びに財田川及び一ノ谷川各最下流道路橋下流の河川水面

大葛島北東端から五十四度に引いた線、同島南端から小葛島北西端まで引いた線、同島南端から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

香田鼻から零度に引いた線、岩島（三・四メートル）からそれぞれ二百七十度及び百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに高瀬川洲崎橋下流の河川水面

多度津度津港内港燈台（北緯三十四度十六分七秒東経百三十三度四十四分四十四秒）から三十度二百六十メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面

土器川口左岸突端、上真島三角点（三七メートル）、下真島三角点（三一メートル）及び金倉川口右岸突端を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

より囲まれた海面並びに塩入川御供所橋下流の河川水面

蛸崎から沙彌島ママ鼻まで引いた線、同鼻から總社川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

芝山山頂（四五メートル）から零度百五十メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面

高松港西防波堤燈台（北緯三十四度二十一分七秒東経百三十四度三分九秒）から九十五度五百メートルの地点を中心として二千八百メートルの半径を有する円内の海面

河川水面並びに詰田川鉄橋下流の河川水面

轟籠鼻から二百七十四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

長尾鼻（鶴鼻）から三百十九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

た海面並びに津田川津田川橋下流の河川水面

湊川口寺町三角点（三・八メートル）から二百七十度千二百五十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面

引田鼻から馬宿川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小海川御幸橋下流の河川水面

飛火埼（飛岬）から冲ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

碁石山三角点（四三メートル）から二百四十七度千八百五十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面

赤崎から三百十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

宮ノ鼻から百八十度に引いた線、永代橋及び陸岸により囲まれた海面

直島角崎東北端、向島荒ヶ鼻、家島東端、同島西端及び直島重石ノ鼻を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面

荷浦鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

戒鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

君ヶ浦水準点（三・五九メートル）から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

御手洗鼻から竜王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

城ヶ浦鼻から三百四十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

松ヶ鼻から丸岩鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

オミ岬から大島井辺を経て大島井まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

禊鼻から走手鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

長浜港防波堤燈台（北緯三十三度三十六分五十四秒東経百三十二度二十九分十八秒）から二百四十九度四百メートルの点地を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面

十三度四十二分）から零度三百五十メートルの点地を中心として千メートルの半径を有する円内の海面

榮町水準点（二・八八メートル）（北緯三十三度四十五分東経百三度四十二分）から零度三百五十メートルの点地を中心として千メートルの半径を有する円内の海面

興居島黒崎から百六十七度に引いた線、同島神崎から白石鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

北條港燈柱（北緯三十三度五十八分二十一秒東経百三十二度四十六分二十四秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面

菊間港防波堤突端燈台（北緯三十四度二分東経百三十二度五十分三十二秒）を中心として七百メートルの半径を有する円内の海面及び菊間川最下流鐵橋下流の河川水面

蒼社川口右岸突端から零度に引いた線、大浜燈台（北緯三十四度三分十二秒東経百三十二度五十九分三十八秒）から百二十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

明神川口三角点（四・七メートル）（北緯三十三度五十七分八秒東経百三十三度五分十二秒）を中心として四千メートルの半径を有する円内の海面中同三角点から六十七度に引いた線以南の海面

佐賀		福岡		下田	
唐津	呼子	伊万里		清水	方島
高島北端から二百九十三度に引いた線、同島南東端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	友崎から加部島宮崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	佐賀県と長崎県の境界海岸(北緯三十三度二十分十四秒東経百二十三度四十五分三十六秒)から福島白岩鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	大牟田若津大津三池宇島苅田芦屋大島博多加布里	驚ノ首から配崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 道切(溝切)から残島天狗鼻まで引いた線、同地点から碁石鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに石堂川及び那珂川各最下流道路橋下流の河川水面	道崎三角点(五五メートル)を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面並びに西端からそれを零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大島東端及び西端からそれぞれ零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	大浦鼻から遠見崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	大島加代鼻から百八十度に引いた線、同島曾根鼻から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	魚見山三角点(四三メートル)を中心として千七百メートルの半径を有する円内の海面及び河川水面	神ノ島三角点(五七メートル)を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面	道崎三角点(五五メートル)を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面

相浦	佐世保	崎戸	大村	瀬戸	式見	長崎	島原	諸富	住ノ江
船津川口右岸突端(北緯三十三度十分東経百三十度十六分四十九秒)から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに住ノ江川の牛津川流入口下流の河川水面	船津川口右岸突端(北緯三十三度十分東経百三十度十六分四十九秒)から百八十度に引いた線、大中島南西端から百三十五度に引いた線及び同地点から三百十五度に引いた線により囲まれた河川水面中佐賀県地先部分	櫛掛瀬(北緯三十二度四十五分二十六秒東経百三十度二十三分一秒)から二百七十度に引いた線、同地点から上島幡子瀬、子持島及び鷲島を経て龍宮島東端まで引いた線、同島北端から三百三十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	櫛掛瀬(北緯三十二度四十五分二十六秒東経百三十度二十三分一秒)から百八十度に引いた線、白間崎から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	高石から小田鼻右まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	高石から小田鼻右まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	井上鼻(北緯三十二度三十四分五十六秒東経百二十九度四十七分四十四秒)から甲瀬及び中島南端を経て祇園崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	井上鼻(北緯三十二度三十四分五十六秒東経百二十九度四十七分四十四秒)から甲瀬及び中島南端を経て祇園崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	福江島天神崎から三十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から石切鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	福江島天神崎から三十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から石切鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

白浦	江迎	田平	富江	今福	福江	玉ノ浦	岐宿	奈留島	有川	笛吹	平戸	津吉	生月	大島	芦辺	
魚見崎からコゴ瀬まで引いた線、同瀬から黒島を見透した線及び陸岸により囲まれた海面	魚見崎から高櫛島西端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに江迎川江迎橋下流の河川水面	錢立鼻から高櫛島西端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに江迎川江迎橋下流の河川水面	波戸崎から平戸島南龍崎まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	野崎から雇尾鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	福江島天神崎から三十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から石切鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	和島北端から三百十五度に引いた線、同島東端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	福江島小浦北端から島山島西端まで引いた線、同島黒瀬崎から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	福江島針ノメンズ鼻から沖ノ平瀬北端を経て尼崎まで引いた線、同助鼻からヒキ瀬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	中通島福見崎から二百二十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	中通島野首崎から三百四十九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	一本松鼻からエビス鼻まで引いた線、穴ノ口から内ノ雷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	平戸島山姥崎から黒子島東端を経て坊主瀬ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	平戸島山姥崎から待鹿崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	生月島鳥瀬崎から九十度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線、呼崎から潮見崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	的山大島曲鼻から百八十度六百メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線、ツルノサガリ鼻から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	奄岐若宮崎から竜神岬(竜神鼻)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

郷ノ浦	対島上島立場崎から鳥帽子崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
勝本	名島南東端から百三十七度に引いた線、同島北端から若宮島北東端まで引いた線、同島西北端から壱岐鳥屋鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
比田勝	対島上島駆殿崎から鷺ノ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
佐須奈	対島上島駆殿崎から鷺ノ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
嚴原	対島下島馬場崎から耶良崎（寢枳迦鼻）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
豆酸	対島下島豆酸崎から小母崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
熊本	明神崎を中心として千七百メートルの半径を有する円内の海面
水俣	鶴木山番所ノ鼻（北緯三十二度十七分五十六秒東経百三十度二十八分二十四秒）から唐船岩を経て京泊鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに湯浦川右岸の佐敷町と湯浦村の境界から二百二十五度に引いた線以北の湯浦川及び佐敷川最下流鉄橋下流の河川水面
佐敷	加賀島三角点（二八・七メートル）を中心として五千メートルの半径を有する円内の海面並びに前川及び球磨川各最下流道路橋下流の河川水面
八代	瀬戸ノ鼻から三角港燈台（北緯三十二度三十七分十八秒東経百三十度二十六分四十八秒）まで引いた線、大矢野島塔ヶ崎から千束島六四郎鼻まで引いた線、黒崎から百八十度に引いた線、戸馳島燈台（北緯三十二度三十四分二十三秒東経百三十度二十九分二十七秒）から二百十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
三角	権現山三角点（二七三メートル）から二百九十八度二千八百五十メートルの地点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面並びに同三角点から百八十度に引いた線以西の白川及び坪井川の河川水面
百貫	暴風信号標跡（北緯三十二度五十五分四十四秒東経百三十度二十六分三十七秒）を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面
長洲	天草上島小島鼻（北緯三十二度二十六分十五秒東経百三十度二十五分）から小島を経て雨龍崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
姫戸	天草上島小島鼻（北緯三十二度二十六分十五秒東経百三十度二十五分）から小島を経て雨龍崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

本渡	天草下島茂木根崎から百三十五度に引いた線、五色島三角点（一七・八メートル）からそれぞれ九十度及び二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに広瀬川今釜橋、舟橋川小松原橋、町山口川昭和橋、南川昭南橋及び亀川明龜橋各下流の河川水面
牛深	天草下島宮崎三角点（五二メートル）を中心として二千二百メートルの半径を有する円内の海面中下須島天附三角点（四三メートル）から零度に引いた線以東の海面
鬼池	天草下島巴崎から百六十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
福岡	鬼池港防波堤燈台（北緯三十二度三十二分三十八秒東経百三十度一分三十一秒）を中心として八百メートルの半径を有する円内の海面
大分	大江新開三角点（四・三メートル）（北緯三十三度三十六分四十六秒東経百三十一度十二分二十四秒）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び山国川最下流鉄橋下流の河川水面
中津	桂川右岸東突堤基点を中心として二千五百メートルの半径を有する円内の海面及び寄藻川浮殿橋各下流の河川水面
長洲	琵琶崎から太郎岩を経て龜崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
高田	田深川口右岸突端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び田深川港橋下流の河川水面
別府	桂川右岸東突堤基点を中心として二千五百メートルの半径を有する円内の海面及び寄藻川浮殿橋各下流の河川水面
國東	高崎山山頂から松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
守江	大分港北突堤燈台（北緯三十三度十四分五十四秒東経百三十一度三十五分二十四秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
鶴崎	大洲三角点（一・六メートル）（北緯三十三度十六分四秒東経百三十一度四十分四十四秒）から百八十七度千四百メートルの地点を中心として四千メートルの半径を有する円内の海面並びに大野川及び乙津川各最下流鉄橋下流の河川水面
佐賀関	流泉鼻から馬ノ礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
臼杵	天神ヶ鼻から三百三十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
津久見	千怒崎から横浦崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに青江川最下流鉄橋下流の河川水面

宮崎	佐伯	北浦	浦江
細島	延岡	土々呂	米撫鼻から雀ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宮崎	細島	宮崎	番匠川口右岸突端から東島東端まで引いた線、下り松鼻から大入島守後鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに長島川海運橋及び中江川、番匠川各最下流道路橋各下流の河川水面
内海	宮崎	細島	投石礁から鳥帽子礁まで引いた線、同礁から三百四十二度に引いた線及び投石礁から三百四十六度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
宮崎	油津	外浦	北川口左岸山頂（二五八メートル）から二百六十度千メートルの地点を中心として二千五百メートルの半径を有する円内の海面及び河川水面
内海	宮崎	福島	若御子鼻（若尊鼻）から宮浦川口まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
鹿児島	加治木	鹿児島	垂水
志布志	阿久根	川内	垂水三角点（八三・八メートル）（北緯三十一度二十九分三十秒東経百三十度四十二分二十五秒）から三百四十度五百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び本城川垂水橋下流の河川水面
内之浦	米ノ津	串木野	若御子鼻（若尊鼻）から宮浦川口まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大泊	西之表	野間池	防波堤基点を中心として八百メートルの半径を有する円内の海面並びに網掛川網掛橋及び日木山川日木山橋各下流の河川水面
大根占	島間	枕崎	脇田川口左岸突端から九十度五千五百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から神瀬（二・二メートル）を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに甲突川最下流道路橋下流の河川水面
鹿屋	中甑	山川	大山崎から金比羅ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	手打	串木野	赤崩鼻からカタ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
		野間池	山神鼻を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
		枕崎	串木野港北防波堤燈台（北緯三十一度四十二分二十五秒東経百三十五分四十秒）を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面及び五反田川最下流道路橋下流の河川水面
		山川	黒瀬岩北端（北緯三十一度五十分二十九秒東経百三十度十一分四十八秒）を中心として一千メートルの半径を有する円内の海面並びに高松川最下流鐵橋下流の河川水面
		串木野	内川最下流鐵橋下流の河川水面
		阿久根	阿久根港防波堤燈台（北緯三十二度零分五十二秒東経百三十度一分四十二秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び高松川最下流道路橋下流の河川水面
		川内	米ノ津港北防波堤燈台（北緯三十二度七分三十八秒東経百三十度二十分三十九秒）を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面及び米ノ津川最下流道路橋下流の河川水面
		米ノ津	種子島箱崎から三十一度に引いた線及び陸岸により囲まれ海面
			西防波堤基点を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面上甑島倉妻崎から串崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
			下甑島津口鼻（手打崎）三角点（一六二メートル）から三百二十度五百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
			北防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面

火ノ崎から高崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに広瀬川内之浦橋下流の河川水面	觀音崎から祇園崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鴻上川黒島橋下流の河川水面	尾伏鼻から油津港導燈低燈（北緯三十一度三十三分十九秒東経百三十一度二十三分五十八秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに堀川運河水面	隱現鼻を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面及び河川水面	志布志港導燈低燈（北緯三十一度二十八分十二秒東経百三十二度六分四十一秒）を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面	火ノ崎を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面	志布志港導燈低燈（北緯三十一度二十八分十二秒東経百三十二度六分四十一秒）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面	火ノ崎から高崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに広瀬川内之浦橋下流の河川水面
波山鼻を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面							
城ヶ崎突端を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面							
北防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面							

一
漢

平松山三角点（一六四メートル）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び一湊川最下流道路橋下流の河川水面
屋久島塚崎から肥瀬ノ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
並びに宮之浦川宮之橋下流の河川水面

附
則

- 2 1 この法律は、公布の日から施行する。
2 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

- ## (衆) 水先法の一節を改正する法律案

3 木東岩瀬「を伏木富山」に改める。
別表中「夷」を「西津」に、「伏
水先法（昭和二十四年法律第百
二十一号）の一部を次のように改
正する。

水先法の一部を改正する法律案
水先法の一部を改正する法律案
水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。
る。

釧路水先区
北海道釧路崎燈台（北緯四十二度五十八分三秒東経百四十四度二十二分三十八秒）から二百七十九度三千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面（釧路港に属する河川水面を含む。）

附 則

昭和二十六年三月六日印刷

昭和二十六年三月七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所